

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年3月17日（金曜日）

午前11時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 3時 6分 散会

付託事件

議案第3号，議案第8号，議案第9号，議案第10号，議案第11号，議案第12号，議案第13号，議案第14号，議案第17号，議案第18号，議案第19号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，議案第20号，議案第25号，議案第26号，議案第27号，議案第28号，議案第33号中第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分，議案第34号，報告第1号中別表中歳出

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 3号 水戸市動物愛護基金条例
- ② 議案第 8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第 9号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第10号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第11号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第12号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第13号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の上に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第14号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第17号 水戸市立博物館条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第18号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分，第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ⑫ 議案第20号 令和5年度水戸市国民健康保険会計予算
- ⑬ 議案第25号 令和5年度水戸市介護保険会計予算

- ⑭ 議案第26号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ⑮ 議案第27号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ⑯ 議案第28号 令和5年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算
- ⑰ 議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分
- ⑱ 議案第34号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）
- ⑲ 報告第1号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号））中別表中歳出

2 出席委員（6名）

委員長	袴塚孝雄君	副委員長	森正慶君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	黒木勇君	委員	田口米蔵君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長（福祉総務課長事務取扱）	田中誠一君
福祉部福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君	生活福祉課長	櫻井学君
障害福祉課長	平澤健一君	高齢福祉課長	小林かおり君
介護保険課長	高橋慎一君		
こども部長兼福祉事務所担当所長	柴崎佳子君	こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長	野口奈津子君
こども政策課長	深谷貴美君	幼児保育課長	松本崇君
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	小林秀一郎君
保健所長	土井幹雄君	保健医療部保健所参事兼保健総務課長	三宅陽子君
保健医療部保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君	地域保健課長	堀江博之君

保健予防課長	大 凶 要 之 君	国保年金課長	関 根 豊 君
教 育 長	志 田 晴 美 君	教 育 部 長	三 宅 修 君
教育委員会事務局 教 育 部 参 事	鴨 志 田 泰 君	教育委員会事務局 教 育 部 参 事 兼 教 育 企 画 課 長	菊 池 浩 康 君
教育委員会事務局 教 育 部 参 事 兼 学 校 保 健 給 食 課 長	小 川 佐 栄 子 君	教育委員会事務局 教 育 部 参 事 兼 歴 史 文 化 財 課 長	小 川 邦 明 君
総合教育研究 所 長	春 原 孝 政 君	学 校 管 理 課 長	細 谷 康 之 君
学 校 施 設 課 長	和 田 英 嗣 君	生 涯 学 習 課 長	湯 澤 康 一 君
中 央 図 書 館 長	林 栄 一 君	教 育 研 究 課 長	野 澤 昌 永 君
6 事務局職員出席者			
議事課長補佐	綱 島 卓 也 君	書 記	樫 原 和 則 君

午前11時 0分 開議

○袴塚委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、今日、市内で卒業式が行われました。我々も文教福祉委員として、ちょっと時間を遅らせていただいて参加させていただきました。3年ぶりの子どもたちを見送る、そういったところに出たわけでありますけれども、大変意義深い、またそして子どもたちの生き生きとした姿を目の当たりにして、さらに文教福祉委員会としてみんなで力を合わせて子どもたちの育みを見守っていかなければならないとこのように思った、そういう感想を申し上げながら、文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第3号ほか18件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております。議案第3号ほか18件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託案件につきましては、一通りの説明を受けておりますので、これより各議案について、順次、質疑を行ってまいりたいと思います。

初めに、議案第3号 水戸市動物愛護基金条例について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 昨年から寄附の募集を始めたということで、こういうことになったと思いますけれども、これまでどのくらいの方から、どのくらいの寄附が集まったのかということが1つと、あと今後、この基金を利用してどういった事業をされていくのか、2つお願いします。

○袴塚委員長 前田技監兼保健衛生課長。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 お答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、令和5年3月10日現在で、寄附の合計件数が142人の方から寄附をいただいております。今、この調定額になりますけれども、251万4,747円となっております。

続きまして、2点目、この基金を活用してどのような事業に使われるかについてでございますけれども、寄附金の使途につきましては、基本的な考え方としまして、動物愛護法等の法令に基づき行政が必ず行わなければならないことには充当すべきでなく、動物愛護関連施策のさらなる推進に役立てる取組に活用することが望ましいと考えています。

具体的には、収容動物の譲渡推進に関する経費としまして、不妊去勢手術を行う際の電気メスの購入、それから飼い主のいない猫の不妊去勢等の経費に充てたいと考えております。

○袴塚委員長 いいですか。

はい、どうぞ。

○土田委員 ありがとうございます。市民の皆さんの動物愛による温かい思いだと思うので、有効に活用していただきたいということと、あとどうしても愛護センター、その時々によって収容動物がわっと来ちゃっ

て世話が大変になったり、飼料とか消耗品も大変になったりということがあるかと思うので、その時その時に応じて足りない部分というか、補強できるところには速やかに回したりしていただいて、運営がしっかりと安定してできるように頑張ってください。

○袴塚委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようでございますので、議案第3号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は御発言を願います。ございますか。

土田委員。

○土田委員 懸案事項について、参考資料の改正内容の中で、ちょっとよく分からないところがありましたので、最初の項目の従業者の員数というところなんですけれども、保育所の児童と指定児童発達支援事業所に通所する障害児を交流させるときというのは、どういう状況を言うのかということと、あと市内にこういう機会というのはどのくらいあるのか、どのくらいやっている施設があるのかを少し説明をお願いします。

○袴塚委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

どのような施設かという御質問でございますが、保育所等が障害福祉施設を併設しているような場合ですね。現行でございますと、保育所の職員あるいは障害福祉施設の職員につきましては、それぞれ違った、障害福祉施設は障害福祉施設に通所する児童、保育所に限っては保育所に通所する児童に専従として従事する必要がございまして、職務を兼ねることができないような状況でございました。それを改正いたしまして、保育所等の職員などを活用しまして、障害福祉施設に通所する障害児に対しまして、支障のない範囲に限りまして指導ができるように改善をしていくものでございます。

市内にこういった併設の事業所がどの程度あるかという御質問でございますが、保育所と児童発達支援を併設しておりますのは3事業所ある状況でございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 いいですか。

土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

イメージは分かったんですけども、これ読みますと、これまでは障害児のほうは障害児の先生、保育所のほうは保育所の先生でやっていたところを、一緒に交流するときにはどちらかの先生でいってということになるってことですか。

○袴塚委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 御質問にお答えいたします。

それぞれお子さんの数に応じて職員の配置基準というものが決まっておりますので、その配置基準を崩して指導に当たれるというものではございません。

以上でございます。

○袴塚委員長 いいですか。はい。

○土田委員 これ「障害児を交流させるときは」というのは、例えばその1日の中の1時間とか2時間とかというイメージでいいんですよね。1日中一緒に見るということではないんですよね。

○袴塚委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 御質問にお答えいたします。

それぞれ法人さんのお考えによりまして、それは異なってくる状況だと思います。併設する保育所と児童発達支援事業所が併設する事業所が対応は可能となるものでございますので、例えば共有の保育施設を使用して、安全が確保された範囲内ですと、障害を持ったお子さんと一般の健常者のお子さんを交流させてインクルーシブ保育を図っていくという形ですので、それぞれの法人によって、時間帯ですとか対応内容は異なってくると考えております。

○袴塚委員長 障害者が保育所に行く場合のじゃなくて、行ったり来たりができるということを言ってるの。

○平澤障害福祉課長 基本的には、両方の事業を行っている事業所でございます。

○袴塚委員長 うん、だから、そうすると、保育所の人が障害者のほうに行くってということも想定しての条例ですか、これ。障害者が保育所のほうに行った場合にとということでしょ。

○平澤障害福祉課長 そうでございます。

○袴塚委員長 そうですよ。

○平澤障害福祉課長 はい、申し訳ございません。

○袴塚委員長 はい、了解。

はい、土田委員。

○土田委員 はい、分かりました。

そうすると、障害児を見ている先生が障害児の人と一緒に保育所の子どもたちと一緒にいるときに、こっちの保育所の子どもたちも一緒に見れるというふうに読めるんですけども、そういうことなのか。

○袴塚委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

そうですね、これまでは障害児童発達支援の職員が障害児に対してのみしか対応できないという専従項目がございましたので、それが外れるような形でございますので、交流している場合、障害児以外の児童に対しても指導を行うことができるという内容でございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 すみません。分かりました。

そうすると、今まではというか、障害児のお子さんを見ている先生が、加えて、それだけでも大変かと思うんですけども、一緒にいるほかの子まで見るようになるというふうイメージしてしまうんですけども、そのときに、保育所のほうの先生は、交流のときに、今までは障害児のクラスの先生、保育所の先生と一緒に交流するときは、多分お二人で見られたと思うんですけども、これが障害児の先生だけになっちゃってもいいっていうカバーみたいなことなんでしょうか。

○袴塚委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 再度の御質問にお答えいたします。

先ほど申しました児童発達支援におきましても、児童の数に応じて保育士ですとか児童指導員の配置基準というものが決まっておりますので、逆に保育所のほうもお子さんの数に応じて保育士の数が決まっておると思います。交流する場合も、その配置基準を超えてまで見られるという状況ではございませんので、例えば障害を持ったお子さんと健常のお子さんがいらっしゃる場合は、それぞれ児童発達支援と保育所のほうで職員がそこに存在するという形でございます。

以上でございます。

○土田委員 そうすると、両方一緒になったときには、人数的に多くなるから、それぞれ必要な障害児の先生、保育所の先生は確保されると理解して大丈夫。はい、分かりました。

○袴塚委員長 ほかにありますか。

黒木委員。

○黒木委員 議案第8号の児童の送迎ですね。「送迎を目的とした自動車を運行するときは、自動車にブレーキ等の装置を備え、降車の確認をするものとする」ということになっておりますけれども、これ事業者がこの確認する装置を設置したかどうかという確認というのは、どんな形で行われるのかお伺いしたいんですが。

○袴塚委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、どのような状況で確認をするかということまでは、細かい想定をしている状況ではございませんが、後ほど補正のほうでも審査していただきますとおり、送迎等のバスにブザーを設置した場合には、補助を行っていく施策を講じているところでございます。そういった実績の状況ですとか、報告の内容によりまして、順次確認を取っていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 もう1点確認なんですが、この条例に関しましては、その設置しなかったことによる罰則規定とかは入っていないんですか。

○袴塚委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 特に、罰則規定等には言及していない状況でございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 1年間の経過措置を設けるということで書かれていますので、1年の中でやっていくということになると思うんですが、これ国で、通常国会で可決したということの法律や条例になっていますので、これ全国一斉にこの装置を付けようとする、装置自体がちょっと間に合わないという、いろんな方からお話を伺いました。現実には、なかなか付けたくても付けられないんです。お金があっても物が無いということが現場では言われていますので、これ1年間の経過措置、全国一律なので、そういう状況を見ながらですね、

その辺は丁寧に見ていく必要があるのかなというふうに思っています。

牧之原市で起きた悲惨な事故が原因でこういう条例ができていますので、よく事業者さんと連携を取りながらですね、事故が起きない、起こさないということが前提ですので、ぜひとも丁寧な連携方法を取っていただきながら、効果的な降車確認ができる形を取っていただきたいというふうに思います。

この後、続く条例はみんなそうですね。送迎の確認の装置を付けましょうということですので、ほかの課に関しましても同様のことでお願いしたいと思います。

○袴塚委員長 これ、設置したかどうかの確認は、今のところ何も考えていないというような話だったけれども、補助金を出すときに何かないんですか、決まりか何か。

田口委員。

○田口委員 今回の答弁で、ほかの議案もそうなんでしょうけれども、補助金の件は補正であるから後にしましても、この条例で定めて、そして補助金を出すということで、課長から説明があったんですけど、全国的に大きな問題になったことでこういう条例改正ということになっているんで、そしたらば、やっぱり確認義務と設置義務というのとか、それを当然やらなければならないのかなと思うんですけども、それについてはどうなんですか。

○袴塚委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田口委員さんの御質問にお答えいたします。

はい、やはり悲惨な事故を受けてのシステムの導入でございますので、取り付けに関しましては、もちろん補助を出すということもそうですけれども、設置につきましては十分確認を取ってまいるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○袴塚委員長 田口委員。

○田口委員 設置をお願いしますと通達を出して、そしてその事業者側が、じゃこれは大切なことだから設置しようという考えの業者であればいいんですけども、おいおい付けるかなんていう考えでは困るので、そこら辺は何か少し統一してもらいたいなという気がするんですよね。この補助金を出すのに対して、補助金をつけたから申請を出す、そういう仕組みになっているのかもしれないけど、また補正のときにでも。

それから、この中で安全計画の策定ということで書いてありますけども、これまでっていうのはなかったんですか、この安全計画というのは。これを定めなさい、策定しなさいということは、この文言が入ってないってことは今までなかったのかなと思っちゃうんですけども。そこまではきちんと策定なんかしたことがなかったのね。

○袴塚委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

当然、事業所ごとにですね、お子さんの指導に対する安全、施設の管理に対する安全基準というものは、それぞれ設置されている状況はあった形であると思います。今回、それが具体的に義務化されたところがございますので、より事業所の設備の安全点検ですとか、安全計画についての研修及び訓練を実施することがより明確に義務化されたというところで、安全の質を高めていく方向に変わったというところでござ

います。

○袴塚委員長 ほかに大丈夫ですか。

ないようですので、議案第8号についての質疑を終わりにします。

次に、議案第9号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は御発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 参考資料のほうで、また少し分からないところがあるのでお聞きします。

まず、2の本年改正内容の3番目の設備及び人員の供用というところなんですけれども、これについてもさっきと同じように、どういう形、どういうことをイメージすればいいのかということ、本市市内にこれに対応するというか、これが適用される施設がどのくらいあるのかを教えてください。

○袴塚委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

設備及び人員の供用についてのところの御質問でございますが、先ほどの障害福祉課の答弁とも重なる点であります。保育所が他の社会福祉施設ということで、老人福祉施設とか、先ほどの障害支援施設とかと交流を行う場合などに、おのおのの施設での必要な人員とかそういったものが配置されている中で、共に交流するときに、あちらの職員もこちらの保育所の先生もいる中で行うことができるといったものでございます。

あと、対象となる施設については、今日ちょっと手持ちに資料がないんですが、47民間保育園のうち、10未満というふうに記憶しております。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 はい、ありがとうございます。

そうすると、私もちょっと繰り返しになっちゃうんですが、例えば保育所と老人介護施設が一緒であった場合に、保育所には保育士さん、老人施設のほうには介護士さんがいるとして、それが一緒に交流したりするときに行き来ができるようになるということ。今までは行き来ができなかったってことでいいのかな。

○袴塚委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

交流事業を行う際に、おのおのの職員が共に一緒になって見ることが、その入居者の方や児童がいるところでおのおのの保育士の先生や他の職員がいるところで共に見ることができるようになったのが今回の改正でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。今まではできなかったってことですね。だから、保育所の子どもたちが介護施設に行くとか、介護施設の人が保育所に何か見に来るとか、それはできなかったですかね。

○袴塚委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 今の御質問にお答えします。

今までということでございますと、併設している施設であっても、職員や、お子さん、入居者というのはおのおの厳格に分けられていた状況ではあります。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

そうすると、この改正によって、さっきと同じだけど、子どもたちを介護士さんが見ることになっちゃうとか、高齢者の方を保育士さんが見ることになっちゃうとかっていうことにはならないんでしょうか。

○袴塚委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えします。

そういう場所の福祉施設のほうに入られてる方を保育士だけで見るとか、そういうことではございません。はい。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 施設も一緒に使えるし、交流もできるというふうに理解すればいいのかな。

○袴塚委員長 これちょっともう一回さ、整理して答弁してくれないかな。介護施設と幼児施設が一緒になる場合に、介護施設の人が幼児も見られるということを言っているの。それと、幼児が介護施設のほうに行ったときに、保育士がいなくても大丈夫だということを言っているの。ちょっと整理して答弁して。

○松本幼児保育課長 改めて説明させていただきます。

幼児が介護施設に行ったときに、保育士がいなくてもあちらの職員が見れるということではございません。交流事業で幼児が介護施設に行ったときに、保育所の先生もあちらの施設の職員の方も一緒になって共に見るといようなことでございます。

○袴塚委員長 そうすると、例えば老人福祉センターと併設してる保育所の子どもが、何か老人福祉センターのほうに行ったら、そのときには、要するに介護士さんがこの子どもの面倒を見るのではなくて、保育士と一緒に行って面倒を見るよ。このときに、老人の面倒も保育士さんが見るようなことができるということと言っているんですか。

はい、すみません、どうぞ。

○松本幼児保育課長 介護施設などのところで、その入居者の方を保育士が見るかという、そういうことではございませんで、保育士とその1つの部屋で共に介護士さんが自分たちの入居者の方、こちらで保育士さんが自分のところの児童さんの方を共に一緒に見るといことでございます。

○袴塚委員長 要は、別々だけれども、同じ施設の中で面倒を見られるということだね。簡単に言えばね。だから、老人施設に子どもが行ったときに、保育士と一緒に行かなくちゃ駄目だし、老人がたまたま保育所に来た場合には、介護士が行かなくちゃ駄目だと、そういうことが、今までは行ったり来たりが駄目だったんだけど、そういうことをやればいいよということ言ってるの。

○松本幼児保育課長 はい。

○袴塚委員長 ということだそうですね。

○土田委員 はい、分かりました。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○土田委員 じゃ、今のところは理解しました。

もう一つ、5番目の保育所における看護師等の配置の特例のところなんですけれども、これ今までは4人以上だと乳児に2人付くうちの1人は看護師さんでもいいってということだったかと思うんですけども、それを撤廃すると、1人とか、2人とか、3人のときに、看護師さんだけでもいいってことになっちゃうように読めるんですけども、そういう理解でいいのでしょうか。

○袴塚委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今ままですとおっしゃるとおりですが、ゼロ歳児さんで4人以上ですと、保育士の先生が2人というところで、1人は看護師さんであっても保育士として配置することができるとしたものを、4人未満ということで、例えば3人のときであっても、1人の看護師さんを保育士とすることができるものですが、今回のこちらのほうの資料の後半のほうでございますが、保育士の支援を受けることができる体制ということにつきましては、看護師さんだけのクラスを見ることにならないよう、ほかの保育士さんと合同で保育をして、同じ部屋で合同で保育をする、またその上の行の「子育てに係る知識と経験を有する」ということにつきましては、国のほうで設けております子育て支援の研修を修了するといったことが国のほうから示されております。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 保育士さんと看護師さんでは、学んできたこともやることも基本的には違う職種だと思うんですけども、それで保育士さんが足りない中で2人のうち1人は看護師さんでもよいというところがぎりぎりだったのかなと私は思っていて、それ1人でも看護師さんだけでいいっていうのは、ちょっとどうなのかなって思うところなんですけど、今おっしゃったように、その研修を受けてらっしゃる看護師さんという理解でいいですか。

○袴塚委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの研修ということでございますが、その研修だけではなくて、その体制として看護師だけでクラスのほうで保育をするのではなく、保育士さんと合同で一緒に見るということが必要とされているところでございます。

○袴塚委員長 あのさ、看護師さんが担任できる年齢というのは、何歳と何歳。ゼロと5歳児でもOKなの。はい。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回のこの条例のほうで申しますと、乳児ということでゼロ歳に当たってのことでございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 看護師さんが見られる担任のところは乳児なんだよ、原則ね。今、4人にこだわってるとい

うのは、ゼロ歳児3人に1人保育士がいなくちゃ駄目で、4人だと保育士1人と看護師1人でもOKだよということだったんだけど、ほかの年代と合同保育する場合は、3人に1人の割合で看護師さんがいて、見てもいいよということに変わったということだよ。

○土田委員 分かりました。

要するに、ゼロ歳児3人に看護師さんがいて、そのほかの子どもが同じ教室にいて、保育士さんがいて見られるということですね。

○袴塚委員長 そうすれば、こういう研修を受けている看護師さんならば、保育士1名でも認めるよと。

○土田委員 分かりました。

そうすると、看護師さん1人だけのクラスというのはできないということで。分かりました。

あともう1つだけ。今現在、水戸市でここに従事されている看護師さんはどのくらいいらっしゃるかわかりますか。

○袴塚委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 すみません。その点については、ちょっと手持ちに資料がありませんので、また後で回答させていただきます。

○袴塚委員長 ほかにありますか、いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○袴塚委員長 それでは、議案第9号 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例については、これで終わらせていただきます。

次に、議案第10号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 一応確認とききます。

こちらの看護師の配置も今と同じことを書いてあるのかな。ゼロ歳のところに看護師さんが1人でもほかのクラスの保育士さんと一緒に保育する体制について、同じことを言っているのかどうか。

○袴塚委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今、おっしゃられたとおりでございます。

○袴塚委員長 そのとおりだそうです。

○土田委員 はい。

○袴塚委員長 いいですか。

○土田委員 はい。

○袴塚委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 ここでも書いてあるんですけど、「当分の間」ってあるよね。当分の間っていうのは、どういうことを意味するんですか。

○袴塚委員長 何行目ですか。

〔「2行目」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 当分の間というものの期間はどのぐらいなのでしょう。

松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これは、以前からこのような形でありましたが、特にいつまでというのは限定的なものをごさいますでした。

○袴塚委員長 期間の定めは、今のところないということだね。はい。当分大丈夫です。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようですので、議案第10号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第11号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 これも参考資料で改正内容の配置のほうは同じと理解するんですが、その後の「教育課程の従事の制限」というところがちょっとよく理解できないので、少し易しく説明していただけますでしょうか。

○袴塚委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどのものでも乳児ということでゼロ歳ということでございますが、幼保連携型認定こども園ですので、ゼロ歳からですが、3歳から教育課程の者もあります。あえて教育課程に基づく3歳以上の1号認定のお子さんのほうの教育課程のほうには、従事してはいけないということをあえてここに入れているところです。

以上です。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、看護師さんは、乳児の世話だけに終始するというか、乳児の世話だけをするようにするためってことで理解すればいいのでしょうか。

○袴塚委員長 これに該当する看護師さんが見られる年齢というのは制限はなかったんだっけ。だからこれ上の方は駄目だって言っているのと違うの。

松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

看護師が保育所に配置されている園は実際ございますが、保育士として見直すことができる者については、乳児さんということになっていまして、それでこちらの幼保連携型認定こども園のほうは、教育課程もあるものですから、そちらには付けてはいけないということをあえてここで規定しているところでもあります。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○土田委員 すみません。

あともう一つ聞きたいのは、下から2行目の「補助者として従事する場合を除き」というこの補助者とし

て従事する場合というのはどういう。

○袴塚委員長 松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えします。

補助者というのは、保育所や幼稚園の現場でも担任とかのほかにも周辺業務を行うような方で、補助者という方が実際におります。担任とか以外の方のことを補助と言っております。

○袴塚委員長 これ定数外の考え方だよ、補助者って、ここで言っているのは、恐らく。3対1とか6対1とかって先生の数が決まっているでしょ。それに対して補助者だから、これ無資格だよ。だから、正式な先生ではないけれども、お手伝いする人としてはいいですよということで、定数外になるわけ。

○土田委員 乳児を見ている看護師さんのほかの人ってこと。

○袴塚委員長 いや、看護師さん何人もいていいという施設じゃないんで、看護師さんはあくまでも1人までしか認めないよ。だけれども、その看護師さんが時として上のクラスを見るっていう場合には、それは乳児の場合には保育士として認めるけども、上のほうでは保育士とは認められないので補助者としてしか役割を果たしていないんですよ。だから、主たる業務としては、お手伝いという考え方になりますよということを行っているんだよね、これね。

○松本幼児保育課長 はい。

○袴塚委員長 はい、そういうことだそうです。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 それでは、議案第11号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第12号 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 それでは、ないようですので、議案第12号についての質疑を終わりにします。

次に、議案第13号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようですので、議案第13号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第14号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、発言のある方はお願いします。

黒木委員。

○黒木委員 この場合は、今までの議案と違いまして、自動車を運行する場合の所在の確認ということで、

「点呼等の方法により利用者の所在を確認しなければならない」っていうことになってはいますが、もう少し説明いただければと思うんですが。

「点呼等」ってなっているんですけど、今まではブザーとか機械の設置ということであつたわけなんですけど、ここにきて点呼になっていますので、この部分ちょっと説明していただければと思います。

○袴塚委員長 運行に関する部分で、今まではこうだったけども、これに加わってこうなりましたよという説明をしてください。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

こちらの基準条例につきましては、基準省令を参照するものですので、その基準省令に従いましてこの基準としております。

ただ、こちらのブザー等の措置を設置する規定はないものですが、補正予算のほうではブザーの補正を組んでおりまして、民間学童クラブに対しましては補助金を出す予定でございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 いいですか。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 それでは、議案第14号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第17号 水戸市立博物館条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようですので、議案第17号についての質疑を終わりにします。

次に、議案第18号 水戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。いいですか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 それでは、ないようですので、議案第18号についての質疑を終わりにします。

次に、議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について質疑を行ってまいります。

初めに、第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分について、まとめて質疑をさせていただいていいですね。

じゃ、第3款について、文教福祉委員会所管分について質疑をお願いします。

黒木委員。

○黒木委員 第3款民生費、2項1目の児童福祉総務費。

○袴塚委員長 ページを言ってください。

○黒木委員 議案書②の122ページで小・中学校新入生応援金経費があります。今回、水戸市としまして、小学校、中学校に入学するとき3万円ずつということで予算組みされておりますが、1点お伺いしたいのは、

例えば私立の小中学校に入る子どもさんへの対象っていうのはどうなのかお聞きしたいと思います。

○袴塚委員長 私立の祝い金。

はい、どうぞ、深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えします。

小中学校新入生応援金につきましては、所得制限等も設けず、公立、私立も問いませんので、水戸市に住民登録のある全てのお子さんを対象に支給する予定でございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

住民票があるということは、例えば水戸市外に行きましたと。水戸市以外の近隣の市町村とかに行っただけの子どもさんも支給するということよろしいんですか。

○袴塚委員長 住民票があれば支給になるのか。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市外の中学校、小学校のほうに通っておりましても、水戸市に住民票がある方でしたらば支給いたします。

以上です。

○袴塚委員長 住民票があれば出すということです。

○黒木委員 関係ないの。

○袴塚委員長 水戸市に住民票があれば、県外でも国外でも出すということです。

はい、どうぞ。

○黒木委員 これ4月1日から始まるということよろしいんですね。すみません。

○袴塚委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

3月、4月は転入、転出の多い時期ですので、それが落ち着いて住民移動が落ち着きましたらば、入学式を終えた時期が適当であると判断しまして、基準日を5月1日といたしまして、5月1日に住民登録がある子を対象といたします。

以上でございます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 それで、もう1点、支給の方法というのは、事務手続ですね、どういう形で支給されていくのかお伺いしたいんですが。

○袴塚委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小学校と中学校ですので、満7歳と満13歳になる子を抽出いたしまして、その子たちに御案内のほうを出しまして、申請していただくような形とします。

以上でございます。

○袴塚委員長 申請方式っていうことだね。

○深谷こども政策課長 はい。

○袴塚委員長 申請方式だそうです。

○黒木委員 はい。

○袴塚委員長 ちなみに、何らかの理由があって1年遅れて入学式なんかをやることはないんだな、小中学校だからな。そこはないのね。

それから、年度の途中で、例えば5月1日を過ぎちゃってからこっちへ引っ越して入学した人は対象外だね、住民票がないからね。

○深谷こども政策課長 はい。

○袴塚委員長 じゃ、田口委員。

○田口委員 この黒木委員の関連で、今、説明の中でおやっと思ったんですけれども、水戸市の小中学校に新入生で入る方にこの3万円をやるのかと思ったならば、水戸市に住所があればどこにでもやるってことは間違いないですね。間違いない。

そうすると、今、委員長からもあったように、転出、転入なんていうのがあるよね。そういうときに、5月1日でやるのは一番妥当な線だと思うんですけれども、その以後に、例えば5月2日に転校したような場合、これはもう自動的にこの3万円はその方に、申請するっていうからいつ申請するのちよっと分からないんですけれども。

○袴塚委員長 もらえない。

○田口委員 もらえるの。

○袴塚委員長 もらえない。

○田口委員 それはもらえないんですよ。この幅というのは何か持ってるんですか、5月1日の中で。

○袴塚委員長 これ5月1日に支給をするということで、4月30日までに住民票を確認できない人はもらえないの。それとも、5月1日に確認できればもらえるの。

はい、どうぞ。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

5月1日に水戸市にいられば支給する予定でございます。

○袴塚委員長 そうすると、今、田口委員が聞いているのは、5月2日に住民票を異動することになったという人は、もう対象外ですよという答えでいいんですか。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

現在ですね、規則等を制定している段階でございます、そういったところも含めまして検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○袴塚委員長 ちょっと待って。検討ということは、場合によっては、5月2日とか3日とか、これから検

討するんで、可能性としてはあるよということなの。そこはないいでしょ。これ委員会だから、希望的なことを言っちゃると、これあのときにそう言ったじゃないのって言って、5月2日も入れたんだから、私にもお金を頂戴よと言われちゃうよ。

だから、もう支給日が決まっているということは、それ以後の人は駄目だということになっているはずだから、そこははっきり言い切ったほうが私はいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員長のおっしゃるとおりで、5月1日が基準日となりますので、そのときに住民票がなければ支給はできないかと思えます。

○袴塚委員長 深谷課長、冷たいと思わないから大丈夫だよ。

はい、どうぞ、田口委員。

○田口委員 その辺はね、きちんとしたほうがやっぱりいいんじゃないかと思えます。

それで、この3万円というのは、水戸市でも市長なんかよく言ってましたけれども、ほかの市町村では、ランドセルをお祝いとしてあげていたと、市のほうからね。そういうのはいろんなそれぞれの好みとかいろんなのがあって、やっぱりお金にしたんだというようなことを言ってましたよね。その意味だと思んですけど、この3万円は。ただこれってというのは、今、この国からのいろんな予算が来た中でスタートするわけですけども、恒久的なんですか、これ。これからずっとやっていきますよということなのか。

○袴塚委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

継続して行う予定でございます。

○袴塚委員長 国が継続して出す予定でいるみたい。だから、国の政策にのっとって出しているの、水戸市はあまり腹を痛めていない。違ったっけ。

○深谷こども政策課長 こちらの予算につきましては、一般財源でございます。

○袴塚委員長 だから金がない金がないって言っているんだ。水戸市の財源。

いいですか。ほかにございますか。

萩谷委員。

○萩谷委員 これページで言いますと126ページですね、民生費の児童福祉費の4目の放課後児童費なんですけど、これ前年度よりも下がっちゃっているんですよ。何かこれは具体的にはどういったところで下がってしまっているのか、ちょっと御説明いただきたいと思うんです。

○袴塚委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

減額の理由といたしましては、国の補正予算に伴いまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業の需用費や補助金を令和4年度予算で補正したことや、委託料が減額したことなどによる減額でございます。

○袴塚委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 そうすると、これ通常の何でしょうね、放課後学級費と児童クラブ経費、これってというのは、

何だろ、年度間で比較すると、これは私、同額になっているんじゃないかと思っているんですが、これだとちょっとよく見えないんですが、どういう内訳になっているんでしょうかね。

○袴塚委員長 答弁は、前倒しでやったから今年度の予算が少し減りましたよということを言っているんだよ。萩谷委員は、それを減らさないでもっとほかのことをやれってことを言っているの。そうではない。

○萩谷委員 そうではなくて、これ予算書がよく分からないんですよ。

○袴塚委員長 どこを答弁すればいいの。要するに、今、こども政策課長さんは、本来は来年度やるべきなものを今年度の補正とか何かで一生懸命頑張ったんで、その分政策が進んでいますよと。したがって、今年度の予定した予算はちょっと減りましたよということを言いたかったんだと思うんだけど。その減ったものについての説明は今お話をされたとおり。

で、萩谷委員は、そのほかに何を言いたい。

○萩谷委員 ちょっと私のほうで言いたいのは、通年ベースでですね、報償費、需用費、役務費、委託料っていうこれね、ずっとあるかと思うんですよ。何でしょう、補正予算で増やした部分ではなくて、通常ベースで比較すると、どうなのか。これ放課後児童経費っていうのは、児童数が増えているはずなんですよ。それで、今年度についても増やしているんじゃないかっていうふうに私は思うんですけど。

○袴塚委員長 分かった。要はさ、これ前倒しでやったのはいいけれども、委託費っていうのは、子どもが増えたりしているんだから、上がってもいいべと。だから、何で下がっちゃったのいうことを聞きたいんだ。委託費ってことを言っているんだ。

はい、どうぞ。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回ですね、A地区、B地区の民間委託の入札を行いまして、前年度と比べまして2,777万3,000円減額となっております。

○袴塚委員長 入札で安いところができちゃったんで、ちょっと金額が委託料が下がっちゃいましたと、こういうことを言っている。

いいですか。

○萩谷委員 とりあえず、分かりました。

〔「関連で」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 じゃ、すみません、関連で今の放課後学級のところなんですけれども、本会議でやったところは繰り返さないんですけれども、要するにA地区、B地区の委託で、学童委託料が下がって、今、現場が混乱している状況なので、もともと市から民間に移すときには、市で働いていた支援員さんたちの待遇やお給料はそのまま移行できる。そのまま学校で働き続けられるようにするというので民間委託にしたんですけれども、今回、民間から民間に変わるときに、この身分というか、支援員さんの待遇とかというのがきちんと確保されなかったために今混乱が起きているんですけれども、そこについて水戸市としては、それがちゃんとつながるような指示というか、指導というか、そういうのはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○袴塚委員長 問題は入札基準書だよね。入札基準書がしっかりしてれば、それは安くても現場の混乱というのは起きないんだけど、要するに、業者が参酌できるような入札基準書になっていると、その待遇が悪くなったり、保険制度が変わったり、それからいろんな問題が起きるよということなんで、その辺はどうなっているのということを聞いているんだね。

○土田委員 そうそう。

○袴塚委員長 そうだよね。

はい、どうぞ。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

入札の際には、こちらで提示した仕様書を基に見積りをいただいておりますので、全事業者とも公平な入札を行っております。

○袴塚委員長 金額上はな。

はいはい、どうぞ。

○土田委員 だから、そうじゃなくて、委員長が言ってくれたように、金額の話ではなくて、その条件なり、今まで働いてきた人が同じように働き続けられる、例えば、変わってもしてくださいねという指示がちゃんとあったのかどうかということを知っています。

○袴塚委員長 要するに、雇う側と雇い入れる側、委託を受けた会社が従来の支援員さん方をスムーズに移行できていないんじゃないかというそういうことを言っているんだ。だから、その辺は、入札の中でどうなっているのか、どういう指示をしているのか、何かどうも安かろう悪かろうになっちゃったんじゃないのかみたいな疑問がいろいろあるよということをおっしゃっている。

はい、どうぞ。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

仕様書の中でも、円滑な引継ぎができるよということをやっております、入札の後に事業者間の引継ぎについて新旧の事業者の方に参集いただきまして、市の担当者が円滑な引継ぎができるよという御説明をさせていただきました。

その後、新しい事業者さんについては、学校訪問とかも市の職員が一緒に行ったりとかしております。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

今、現実にはそうならないところが出ていますので、最初に参入した方は、全国で学童をやっている、やり慣れている方だったので問題ありませんでした。その後、地元の小さな学童をやっていた方が参入したときには、市からの移行ということで、市の放課後児童課の方が一緒について、それまで市でいた方をきちんと移行させて、事業も引き継いだということがありました。

そのようにやってきたんですけども、今回は会社から会社の移動で、そこがちゃんとできていなくて、突然、次の会社に入れなかった人が出たり、話がよく通じなくて、やってられないわって思っちゃっている人もいたり本当に混乱しているので、今からでも現場にしっかりと担当の方が行って、支援員さんたちの相談に乗って、4月1日からきちんと移行できるようにやっていただきたいという要望は一応言っておきま

す。よろしくお願ひします。

もう1つお聞きたひのは、今度、浜田と酒門と大場でクラスの増設をするって話でしたけれども、こちらは1つの事業者さんが今まで持っているところにクラスが3つ増えるということは、これまで委託していたお金よりも3教室分経費が必要になるかと思うんですけども、その増額みたいなことはちゃんとされているんでしょうか。

○袴塚委員長 契約の予算内容だな。

はい、どうぞ。

○深谷こども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

3学級の増設分につきましても、予算のほうで計上しております。

○袴塚委員長 予算を増やしているって。

はい。

○土田委員 分かりました。じゃ、その分、その事業者さんに増えた分の負担がしわ寄せにならないようにきちんと出してあげてほしいということを要望と、あとどうしても本当に民間から民間に移すときの恐ろしさを私はすごく感じましたので、今後、4月1日に移ってからいろいろなことがあるかと思ひますし、次、来年か再来年か、次のC地区、D地区、E地区の入札もあると思ひます。そのときに、またこのがくんと下がっちゃってごちゃごちゃしちゃってということが絶対繰り返されないような体制を今年度しっかりつくっていただきたいと思ひます。

○袴塚委員長 ほかに、どうぞ。この件ですか。

○田口委員 いやいや、これじゃない。3款。

○袴塚委員長 違うところ、ちょっと待ってください。

第3款の途中なんですけど、12時を約7分、8分ぐらい過ぎています。これが過ぎればまた遅れて始まることになるので、第3款の途中でありますけれども、ここで途中で中断させていただいて、午後の開始を1時10分から。執行部の休み時間を減らしちゃうと怒られちゃうので、10分からということにしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 よろしいですか。

それでは、第3款については、途中でありますけれども、今の話、ちょっと私のところに来てのことだけ申し上げますと、非常に現場は混乱しているようです。間違いなく。それで、これまで従事していた方が雇い入れられない、こういう方も出ているようです。保険制度についても、うちの基準と今までやっていた会社の基準が違うのでどうのこうのということでさんざんもめた挙げ句、やっと折り合ったというようなことがあるようです。

私の個人的な考え方を言わせていただくと、子どもの教育って、僕は入札には合わない。やっぱり、子どもの教育って心ですよ。いい教育をするために、いい子どもを育てるためには、心のない経済性だけでは子どもは育たない。このように私はちょっと年がいつていますけれども思ひます。

したがって、これからのこういう事業の委託については、経済性を重んじるとすればね、僕は非常にそれ

はもう今の制度に合わない。ですから、制度に合わせて入札をするのであれば、安かろう悪かろうではなくて、しっかりとした考え方の評価をして、そしてその中で決めていくということが私は一番いいのかなど。すみません、余計なことを申し上げました。

暫時休憩します。ありがとうございます。再開は午後1時10分からです。

午後 零時10分

午後 1時10分

○袴塚委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどですね、議案第9号の中で、土田委員のほうから、今、例の看護師さんを使ってやっているところがどのぐらいあるのかというような御質問がございました。松本課長のほうでまとまったそうですので、御報告を願いたいと思います。

それでは、松本課長、どうぞ。

○松本幼児保育課長 午前中の土田委員の御質問にお答えいたします。

民間保育所47施設でございますが、現在、看護師を保育士としてみなして配置しているのが20施設ございます。全体では、保育士としては1人ということでございますので、看護師全体としては20施設で27人市内の保育所に配置されております。

以上でございます。

○袴塚委員長 保育所が20保育所ですか。

○松本幼児保育課長 はい。

○袴塚委員長 そこで働いている看護師さん、それに該当して働いている人が27人。

○松本幼児保育課長 はい、看護師さんとしては27人おまして、保育士としてみなすのは1人に限るということですので、そのうち20施設の20人が保育士として配置されております。

○袴塚委員長 いいですか。

○土田委員 各施設に1人いらっしゃるということ。

○袴塚委員長 各施設20施設に1人ずつそういうことを利用して使っている施設がありますよということで、保育所はもっとあるよね。保育所は幾つって言ったんだっけ、さっき。

○松本幼児保育課長 保育所は47でございます。特に基準というものではございませんので、全部の保育所に看護師さんがいるというわけではございません。

○袴塚委員長 47のうち20の保育所でさっきの該当保育士として使っているところが20個あるよということ。大丈夫ですかね。

○土田委員 はい、ありがとうございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分について質疑を行います。

それでは、田口委員。

○田口委員 117ページなんですけれども、ここで敬老経費というのが入っていますけれども、この内容

だけちょっといいですか。福寿のつどいも入っているのかどうか、ちょっと確認したいんですが。

○袴塚委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

敬老経費につきましては、福寿のつどい、それから高齢者お祝い金等に関する予算となっております。

○袴塚委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、予算を立てたわけですから、この福寿のつどいに関しては、前年度と同じような感じで予算立てをしたんですか。それとも変更がありますか。

○袴塚委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

対象者数であるとか、市社協に対する補助金の考え方につきましては、令和4年度と同様でございます。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○田口委員 そうしたならば、前委員会でやったときの今後検討すると言ったかどうか分かりませんが、何かそういうことをいろいろ前回やったのを含めながら、今後についてはということになっていませんでしたか。だから、この予算を立てているのは、去年と全く同じ方法でやるということを立てているわけね。変更もあり得るといふことなのかな。

○袴塚委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

福寿のつどいについての考え方、実施方法については、令和5年度につきましても同様の考え方でございますけれども、周知方法であるとか出席者を向上させるためにどのような方策を取ったらいのかということにつきましては、現在も市社協を含めて検討を進めている最中でございます。そちらにつきましては、令和5年度の実施の際には反映をさせてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○袴塚委員長 田口委員。

○田口委員 いろんなことを言ってもあれかもしれませんけれども、この前、これの福寿のつどいをやっから、それぞれの地区においてアンケートをしたり何かそういうのをしながら、今後はその運営については検討というか、会議を持ってそれから進めていくというような話じゃなかったんですかね。もう今までと同じようにやるというのを決定したみたいな感じだね、そういうふうになっているんですか。

○袴塚委員長 昨年の実績者数とそれから予算、昨年予算を取ったんだけど、不用額か何かで、要するに出席率をもっと高く見ていたとしたらば不用額が出るよね。これ決算でやらなくちゃならないんだけど。そういうのを勘案しながら、ある程度増えても大丈夫だという予算なのかな、柔軟性がある。

田口委員さんが今おっしゃっているのは、いろいろ論議をさせていただこうと。その中で、やり方、方法についてはね、検討の余地があるので、アンケートとか社協の役員会とかそういう中で十分検討してもらって、方策を考えますよというような答弁をしたことは事実だよ。

そういうふうなことが盛り込まれた予算、要するに柔軟性のある予算なのか、それとも従来と同じやり方でやるという考え方の中で組んだ予算なのか、どちらなんだろうかとというのが聞いている内容だと思う。

小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

福寿のつどいの方針、対象年齢については、従前のというか令和4年度の方法、考え方を令和5年度につきましても同じように考えて進めていくところではあります。

ただ、予算につきましては、昨年は参加率を4割というふうに見込んでおりましたけれども、実際のところは10%を少し超えるぐらいというところでしたので、予算につきましては、出席率のほうを3割に下げた形で予算づけをしている状況でございます。

○袴塚委員長 そうすると、前年度に比べて福寿のつどいの予算額は、出席者率を40%で見たけれども、今回の予算は出席者率の該当出席者率が30%で見ましたよということですね。

○小林高齢福祉課長 はい。

○袴塚委員長 はい、10%減額の予算を取っているそうです。というのは、10%しか集まらなかったという結果を見て、少し増えてもということで30%という考え方なんでしょうね、きっとね。それがいいかどうかは分かりません。

はい、どうぞ。

○田口委員 そういう方向でやるというのは、行政側の考えでしょうけども、支部長会議を持ってとか何かと言っていましたよね。それをやってからのこの予算立てなんですか。

○袴塚委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

支部長会議につきましては、福寿のつどいが全部終わった後にやるというふうに予定しておりましたので、実質的に3月2日に開催をしております。

その中で出てきた課題等につきましては、今現在、よりよくするためにどうしたらいいのかというところを市社協それから水戸市を含めて検討をしているところでございます。

○袴塚委員長 田口委員。

○田口委員 これ検討するっていうことですから、よく検討していただきたいと思いますが、その支部長会議とか何かで、このやり方ではまずいよという意見が出るかもしれないんだよね、これね。あ、やったんですね、もう。やって、じゃそれで、前年度と同じでやりましょうということで、じゃ決定をされたんですね。

○袴塚委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

この3月に開催しました支部長会議につきましては、次年度の方針を決めるというような場ではなくて、令和4年度の開催状況について皆さんで好事例等についての情報共有を図り、その中でどういった課題が次年度に向けてあるかというところを話し合った会議ということになっております。

○袴塚委員長 私も委員長にさせていただいてから、実は1回この会議に出ているんですよ。1回出ています。この件は、私のほうからも申し上げましたが、駄目ですね。変わらないです。

というのは、皆さん、結果については、おおむね満足している。社協はもう一生懸命やっているというそ

ういう考え方で、私もいろいろ申し上げたんですが、否定をされるような意見がございました。

ですから、やっぱり委員会としてね、これをどうするのかという話になれば、これ社協の事業なのか、水戸の委託事業かどうなのかというところが一番ネックですよ。水戸の委託事業であれば、やっぱり我々委員会の意見ももう少し取り入れていただいて、現場で柔軟に論議をしてもらおうということが筋であり、委託事業でないとしたらば、社協の独自事業だとすればですよ、また話が変わってしまうというようなことになる。

ただ、いずれにしても、議会としては、前回のことを踏まえてね、30%以上いっていたところがかなりあるのに、それが10%ぐらいになっちゃったというところに問題点があることは事実で、その辺をやっぱり議会としても折に触れてやっぱり申し上げていく、そして改善の方向にってもらおうということが大事だと思います。

はい、土田委員、どうぞ。

○土田委員 民生費に幾つかあるので、順番をお願いします。

まず、②の115ページ、女性相談経費41万2,000円ですね。これって、ちょっと少ないのかなという、今、女性相談とか増えている中で、やっぱり少ないのかなと思ってしまいうんですけども、その内訳と中身を少しお願いします。

○袴塚委員長 野口子育て支援課長。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

女性相談経費の中身につきましては、こちらについては、女性相談員さんの研修のための旅費であるとか、あるいはDV防止のパープルリボンキャンペーン、それに使います印刷費や消耗品費が主なものになってございます。人件費につきましては、111ページですかね、こちらの社会福祉行政に要する会計年度任用職員の給与費のほうに含まれているものでございます。

○袴塚委員長 いいですか。

土田委員。

○土田委員 分かりました。

この3年余りのコロナの状況もあって、家庭内のいろいろ、これからどんどん表面化してくるんじゃないかと、女性・子ども相談というのは増えていくと思うので、しっかりと丁寧に取り組んでいただけるように頑張ってください。

次に、117ページなんですが、こっちの予算の概要のほうでお聞きしますけれども、基幹相談支援センター、こちらでは障害者相談支援体制の強化ということで基幹相談支援センター増設と出ていますけれども、もう一度この中身と体制について御説明をお願いします。

○袴塚委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

この件につきましては、令和4年7月8日の文教福祉委員会でも御説明をさせていただいたところでございます。

現在、市の相談体制といたしましては、市役所本庁舎に基幹相談支援センターを1か所設けております。そのほかに委託事業といたしまして、障害者相談支援事業所4か所に市の委託事業として事業を実施してお

るところでございます。

基幹相談支援センターにおきましては、障害者相談に係る相談に対します専門相談を実施しているところ
でございます。その他の4か所につきましては、主に精神障害者を中心とした相談となっておりますところ
から、令和5年度につきましては、専門相談と一般相談を行う基幹相談支援センターを2か所に増設をい
たしまして、地区担当制を導入いたしまして、相談機能の充実を図ってまいりたいと考えているところご
ざいます。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 2か所目はどこにするんですしたっけ。

○袴塚委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 西部といたしまして、ボランティア会館ミオスの中に1か所開設する予定でございま
す。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

議案書②の117ページのほうを見ますと、ほとんどが委託料かと思うんですけども、そうすると、今
まで4か所でやっていらした方の中のどなたかに委託するっていう理解でいいのでしょうか。

○袴塚委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 委託につきましては、令和4年度に1か所事業をお願いしておりました社会福祉協議
会でございますが、2か所目につきましても社会福祉協議会に委託をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。じゃ、両方社会福祉協議会がやられる。分かりました。

もう一つ、その下の概要のほうで言うと福祉施設の整備補助が出ています。こちらのちょっと中身とい
うか、どういう整備なのか、具体的に分かるようにちょっと御説明をお願いします。

○袴塚委員長 はい、どうぞ、平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

障害者福祉施設を利用する障害者の安全の確保並びに福祉の向上に寄与するために、外構の修繕整備並び
に防犯カメラ等の設置を実施してまいる内容でございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。障害福祉施設の整備補助っていうのは、中核市になったから水戸市で、
今まで県がメインでやっていたものが水戸市に下りてきたものの一つだと思うんですけども、市内の福祉
事業所で整備、それこそもう建物が古くなっていて建て替えをしたいとか、改築をしたいとか、増やしたい
とか、そういうことに今まで県が半分、事業者が半分でやっていたものが、それが県から水戸市に下りてき

た制度だと思うんですけど、それは間違いないですよ。

今後は、県の場合には、建て替え、改築、増築、そういうところにも対応されていたと思うので、それが水戸市では、外構とか防犯カメラのちょっと小さめのことにしか対応してくれないというような声も聞こえてきておまして、県だったときにはやってもらえたのに、中核市になって水戸市になったらやってもらえないというようなことにならないように、ちょっと今後、制度を充実していただきたいと思います。

○袴塚委員長 これって、ちなみに、そんなに違いがあるんですか、補助項目の中で。例えば、県がやっていたんだけど、中核市になって水戸市に下りてきたために制約される事業というのはあるんですか。これ国保事業ですよ。だから変わらないですよ。

○土田委員 変わらないんだけど、増築、新築が……。

○袴塚委員長 頑張って予算獲得してください。

はい、どうぞ。

○土田委員 ありがとうございます。

じゃ、次に、高齢福祉費の121ページです。老人ホーム運営経費、こちら開江老人ホームの経費と思えますけれども、今現状、どのくらいの方が入られているのか。お願いします。

○袴塚委員長 小林高齢福祉課長。

○小林高齢福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

令和5年3月1日現在で69名の入所、ショートが1名となっております。

○袴塚委員長 定数何人に対して。

○小林高齢福祉課長 定員が110名に対しましてです。

○袴塚委員長 はい。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、少しは増えたかなって感じですかね。分かりました。こちらも毎年聞いていますけど、ちょっと施設の状況が古い相部屋だったりっていう状況がまだあるかと思うので、大変でしょうけれども、もう少し入りやすく、利用される施設になるように頑張っていたきたいと思います。

それと、次に、125ページなんですけど、真ん中辺に子ども部政策調査費25万円ってあるんですけど、これもせっかく子ども部ができていろいろな施策をやられるのに調査費25万円でちょっと少ないのかなという印象なんですけれども、これはどういった予算なんでしょうか。

○袴塚委員長 25万円の中身。

深谷子ども政策課長。

○深谷子ども政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

主にですね、先進地視察等による旅費でございます。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○土田委員 分かりました。せっかく子ども政策を頑張らなきゃいけないというときなので、こういう先進地視察ですとか新たな研究とか、そういうことにはしっかり取り組んでいただきたいと思います。ぜひ頑張ってください。

次に、129ページの生活保護のところでは1点だけお聞きします。

今、生活保護行政に関わられている職員さんの体制というか数は、どういうバランスになっているのか。

○袴塚委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 お答えいたします。

生活福祉課の正規職員が62名おまして、うちケースワーカーは45名となっております。また、会計年度任用職員、こちらが22名おまして、うちケースワーカーが7名となっております。

以上でございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、ケースワーカーさんは会計年度任用職員さんと合わせて52人と理解すればいいですか。そうすると、ケースワーカーさんは、対象になる件数が80件に1人という基準かと思うんですけども、水戸市の場合は、この80件に1人以内に収まっているのかどうか。

○袴塚委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 お答えいたします。

現状、その80世帯に対して1人という形で体制を整えさせていただいております。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○土田委員 分かりました。ぎりぎり間に合っている数だと思うんですけども、80世帯を1人の人が見るっていう想像するだけで本当に大変で、今、いろいろな困難な事情を抱えた方が多くなっている中で、ケースワーカーさんとのやり取りに信頼関係がつかれなかったりとか、不信感があったりとか、そういう声も聞こえてきちゃっていますので、ここをぜひ拡充できるような、丁寧に対応できるような体制を今後考えていただきたいと思います。

○袴塚委員長 いいですか。

○土田委員 はい。

○袴塚委員長 そのほか。

黒木委員。

○黒木委員 2項5目の青少年健全育成費、②の128、9ページなんですけれども、子ども会経費という中身をちょっと教えていただきたいんですが。

○袴塚委員長 湯澤課長。

○湯澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

子ども会経費の内訳でございますが、市子ども会連合会の補助金が主なものでございます。それと、子ども会の事業に係る経費として需用費を計上してございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 子ども会がですね、私の地域を含めてどんどんなくなっているという中で、子ども会経費、市子ども会連合会のほうに補助金ということでありましたけれども、水戸市として子ども会という位置づけと

というのは、どのように捉えて、予算も前年度比からマイナスになっていますけれども、子ども会が少なくなってるからマイナスになっているのか、いやそうじゃないんですよということなのか、子ども会に対する行政としての考え方というのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○袴塚委員長 湯澤生涯学習課長。

○湯澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

子ども会につきましては、今年度5月1日現在で加入率が23.8%と大変厳しい状況でございます。しかしながら、子ども会は、年齢の異なる子ども同士が地域の中に互いに協力しながら活動することにより、コミュニケーション能力や社会のルール等を身につけるなど、子どもたちを地域で健やかに育む上で大変重要な役割を担っていると思っております。

そのため、市としてもいろいろ努力をしているとともに、例えば飯富地区につきましては、昨年度1回子ども会を休会していたんですが、地域の子どもたちを地域で育てるという信念の下、自治会のほうで今度は運営することで、今年度から再開してございます。

また、三中学区につきましては3つの小学校があるんですが、その中学校区単位で1つの子ども会として青少年育成会が運営するような方法を取っており、保護者負担軽減に努めております。今、子ども会は、変革の時期にあると思っておりますので、そういう新たなやり方などを周知しながら、子どもたちに地域での体験活動の機会を確保してまいりたいと市では考えております。

以上でございます。

○袴塚委員長 いいですか。

学校子ども会の進捗はどうなっているの。学校全体として子ども会を何かやるというような方向でも一部やったよね。あれは進んでいないの、その後。

湯澤課長。

○湯澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

堀原小学校につきましては、学校全体で入っております、子ども会活動を実際にしておりまして、今回新たに、先ほど申し上げました三中学区につきましても、児童が全員加入しております、PTAが見ておりますので、学校単位で進んでいる状況でございます。

○袴塚委員長 それを入れても先ほどの23.8%なんですか。子ども全体の数と子ども会の加入率をやるとこういう数字になっちゃうの。

○湯澤生涯学習課長 はい。

○袴塚委員長 だそうです。

いいですか、もう。

○黒木委員 はい。

○袴塚委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○袴塚委員長 第3款民生費がないようですので、民生費を終わらせていただいて、第4款衛生費中文教福祉委員会所管分について。

はい、どうぞ、黒木委員。

○黒木委員 2項1目の母子保健費、議案書②の140ページです。出産・子育て応援ギフト経費、また伴走型相談支援経費につきまして、ちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、妊娠時に5万円、出産後子ども1人当たり5万円ということで支援していくという事業と聞いていますけれども、具体的にはギフトというのは具体的に何を支援していくのかちょっとお伺いしたいんですけれども。

○袴塚委員長 野口こども部支援課長。はい、どうぞ。

○野口こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、この事業について少し大まかなところを御説明させていただきたいと思います。

まず、この事業につきましては、国の出産・子育て応援交付金を活用いたしまして、伴走型支援と出産・子育て応援ギフトを一体的に実施する、みとっこ出産・子育て応援事業というものを今月から新たに開始しておりまして、次年度以降も継続して実施するものでございます。

本事業は、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで、保健師、助産師等の専門職が一貫して身近で相談に応じ、継続的な情報発信を通じて必要な支援につなげる伴走型支援、それと子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、妊娠の届出時に妊婦1人当たり5万円、出生の届出後にお子さん1人当たり5万円を支給する出産・子育て応援ギフトを一体的に実施するものでございます。

また、具体的な動きといたしましては、伴走型相談支援につきましては、妊娠届出時、あとは妊娠8か月前後、出生届出提出後の3回、アンケートや面談の実施によりまして、困りごとや心配ごとの把握、あと継続的な情報発信を通して、サービスにつなげるものでございます。

出産・子育て応援ギフトにつきましては、妊娠届を提出いただいた妊婦の方について、届出時の保健師等の面談に合わせて妊婦お一人5万円の出産応援ギフトの申請の御案内をいたします。また、出生した赤ちゃんを養育する方には、乳児家庭全戸訪問のときに赤ちゃん1人につき5万円の子育て応援ギフトの案内を行いまして、いばらき電子申請等により申請を受け付けるものでございます。

なお、こちらの事業、伴走型支援につきましては子育て支援課、出産・子育て応援ギフト現金支給につきましてはこども政策課が所管いたしまして、連携して事業を進めていくものでございます。

以上です。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 もう一度お聞きします。このギフトっていうのは、今、御説明いただいたのは、いばらき電子申請で申請して、何をいただくんですか、現金ですか。現金をいただく。ギフトっていうのは現金なんですね。

○袴塚委員長 キャッシュなの、金券なの。

○野口こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 現金を口座に振り込むような形になります。

○袴塚委員長 これ申請主義だね、申請主義。

○野口こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 はい。申請に漏れないように御案内のほうを伴走型支

援のほうの相談に合わせて御案内させていただきます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 これ茨城県としてそういう全市町村、茨城県がそういうやり方をしましょうということで、県内全体がそういうやり方、県の指導でやっているっていうことでいいんですか。

○袴塚委員長 野口課長。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現金にするか、あるいはクーポンにするかとか商品券にするか、そういったことは国のほうからは各市町村の状況に応じてということでお話をいただいております。ただ、やがては現金ではないような形で考えていかないといけないのかなと思いますが、まずは、急ぎで始めるために現金支給というところから始めたいと考えております。商品券とかそういうことでやって、水戸市内でいろいろお使いいただくのが一番いいのかとは思いますが、まずは事業所のほうにお願いとか設定とかというところがありますと、早急に始められないという実情がありましたので、まずは現金から始めまして、今後、方法については考えていきたいと思っております。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 この伴走型支援、今説明をいただきましたが、妊娠時と妊娠8か月前後と出産時と3回相談支援するということですが、これは役所のほうから来てくださるんじゃないかと、どちらかこの相談者が市役所のほうに来て面談、相談していくということではよろしいんですか。

○袴塚委員長 はい。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 最初の妊娠届のときには母子手帳を交付するために、皆様市役所のほうにお見えいただいておりますので、そのときは現在も保健師あるいは助産師が必ず面談をするような形を取っております。その事業をそのまま継続といたします。

8か月のときには、こちらはアンケートのほうを対象者の皆様に送付させていただきまして、そのアンケートの中身で現在の状況であるとか、何か困りごとはないですかとか、あとは何か知りたい情報はありますか、面談を希望しますかというようなことでアンケートをさせていただきます。その状況に応じてこちらに来ていただくこともありますけれども、あとはこちらから訪問をする、あとは知りたい情報があれば、お電話で連絡した上で面談までは必要はないということであれば、情報のほうだけ郵送するような形を取らせていただきたいと思いますと考えております。

また、出生届後に関しては、現在も乳児家庭全戸訪問事業というものを実施してございます。これは、赤ちゃんが生まれてから4か月以内に必ず水戸市のほうから家庭へ訪問して、その時点での困りごとであるとか、赤ちゃんやお母さんの状況を確認するというような事業でございますけれども、これも継続しつつ、その中でお話を伺ったりとか、あとはギフトの申請の御案内をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 子育て世帯訪問支援事業とはまた別になのかどうか。これはまた別。すみません。どこの予算書に入ってくるのか分からなかったんですけど、子育て世帯訪問支援事業、新規ということでは

けども、この部分と今説明、伴走型との違いをちょっと教えていただければ。

○袴塚委員長 野口子育て支援課長。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 子育て世帯に対する訪問支援事業につきましては、予算書の中の産前産後支援経費の中に含まれるものでございます。こちらも本年度からの新規事業ですが、こちらはいろいろ困りごとを伺った上でのサービスの1つと考えております。

事業の目的といたしましては、家事・育児等に対しまして不安や負担を抱える子育て家庭であるとか、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問しまして、家事・育児等の支援を実施することにより、よい環境を整え、虐待リスク等の高まりを防ぐということを目的にしております。

事業の対象につきましては、食事とか生活環境等について不適切な養育状況にある家庭、あるいはこの事業が必要だと認められる出産後1年未満の赤ちゃんを抱える家庭等を訪問するというを想定しております。事業の内容といたしましては、家事支援として食事の準備、片付け、洗濯、掃除、買い物の代行支援など、育児支援につきましては例えば上のお子さんの保育所の送迎であるとか、あとは一時的な御自宅での子どもの保育、あとはいろいろ地域での子育てに関する情報提供、そういったものを実施していきたいと思っております。

○袴塚委員長 いいですか。

じゃ、田口委員。

○田口委員 今、子育て世帯訪問ということで産前産後支援の説明がありましたけれども、これっていうのは、どこかに委託するとか、それとどうやって対象者を選ぶのかというの、いいですか。

○袴塚委員長 野口課長。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 訪問支援は、委託の方向で現在動いているところでございまして、2月の末に水戸市内の訪問支援事業者さん79か所に、現在実施している業務のほかにこの子育て支援事業をすることができるかどうかといったあたりを、この事業の概要をお伝えすると同時に、そういったことで可能かどうかということでアンケート調査を実施させていただいております。

その中で、79事業者のうち17事業者から実施可能であるというお返事をいただいております。私どもとしまして予算の関係もございまして、大体3から5事業者ぐらいに委託をしたいと考えておりますので、今後、事業者さんとの面談であったりとか、実際どのぐらいヘルパーさんを抱えているかとか、実施可能な時間帯はどうなのかといったあたりを確認させていただきながら、委託先のほうを選定していきたいと思っております。

また、対象者をどのように選ぶのかということなんですけれども、こちらにつきましては、やはりどちらにしても本当に支援が必要、どなたからも支援を受けられない、もう家にこもりっきりで産後鬱とかそういう状態に陥っていそうな、そういう方たちが対象になりますので、妊娠届をいただいたときのいろいろ面談の中で心配なお母さんであったりとか、あとヤングケアラー、こちらはいろいろ地域であるとか学校さんから情報をいただいた中で、うちのケースワーカーが関わっているような御家庭、そういった中からこのサービスにつなげられる御家庭のほうを考えていきたいと思っております。

○袴塚委員長 いいですか。あとございますか。

はい。

○土田委員 衛生費で2つ伺います。

まず、135ページの保健衛生費、単純に疑問なので聞くんですけど、さっき子育て政策で25万円で旅費はちょっと少ないんじゃないかなんて思ったんですが、こちらの衛生検査経費の旅費は50万円ぐらい、これはどういった旅費になるのかを教えてください。

○袴塚委員長 前田技監。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 答えいたします。

衛生検査係を設置しまして、ウイルスの検査、細菌の検査等をやっておりますけれども、技術向上のために、例えば医療の物質を計測するための講習会、こういうものを2泊3日で、近い場所であれば旅費は4万円ぐらいでございますけれども、例えば県外で神戸や静岡、山形等で研修会等がございますので、そういうことで旅費のこれだけの経費が必要ということでございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

そうすると、検査技術のための研修ってということで、これの研修に行かれる方っていうのはどういう方なんですかね。

○袴塚委員長 研修対象者。

前田技監。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 現に、PCR検査等の検査を担当している者、それから公衆衛生関係の会議、関東ブロック、全国ブロック等の会議もございますので、そういった場合は担当者が出張して行くという経費になってございます。

○土田委員 その担当者っていうのは、何人ぐらいのどういう立場の人なのかというのを聞いています。

○袴塚委員長 前田技監。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 この衛生検査経費は、PCR等の検査をやっている検査員と、水戸市内にと畜場がございまして、そちらでと畜検査をやっておりますので、そちらの旅費等の経費もございまして、食肉担当者それから衛生検査関係の担当者という形になってございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、その担当の方は何人ぐらいいらっしゃるの。

○袴塚委員長 前田技監。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 衛生検査係で4名、食肉検査係で6名担当がございます。それから、全国会議で所長会議もございますので、そういう場合は管理職が出張するということがございます。

○土田委員 前田技監が行っているの。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 はい。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○土田委員 分かりました。

じゃ、もう1つは、139ページの動物愛護センター費についてももう少しお聞きします。

現在の職員の構成と人数をお願いします。

○袴塚委員長 前田技監。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 動物愛護センター長1名、それから所長のほか獣医師が3名、事務の職員が1名、それから会計年度任用職員が1名という構成になってございます。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 6人だけ。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 6名ということになります。

それから、動物棟を併設しておりまして、動物棟につきましては、委託先で常時2名の職員が管理をしております。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 委託のほうは常時2名、分かりました。

ちょっと収容動物が多いときもあるし、多分虐待相談とかそういうのもかなり多い。水戸に愛護センターができたということがもうだんだん知れてくれば、だんだん業務は過重になってくると思うんです。なので、ちょっと職員さんが少ないのかなっていう気持ちがありまして、疲弊しないように。予算なのでちょっとあれですけど、将来的にはもう少し人員配置を厚くできるような体制になっていけばいいなという要望がありますので、意見を言っておきます。

もう一つ、この間、コロナがあったので、センターでの譲渡会とかいろいろ様々なイベントとか、最初に描いていたよりはやりにくかったかと思うんですけども、今後、少しコロナでがっかりならなくなってくると希望すると、なるべく積極的に外に出て行くことと、あと積極的にセンターに市民の皆さんを迎え入れるという体制を、コロナの様子を見ながらですけども、できる限りつくっていただきたいということと、あと隣の見川小学校の子どもたちの交流みたいなことっていうのは考えられているのか、あれば。

〔「河和田小」と呼ぶ者あり〕

○土田委員 河和田小学校の。

○袴塚委員長 はい、どうぞ、前田技監。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 御指摘のとおり、隣に河和田小学校がございまして、河和田小学校の生徒さんと動物愛護の普及啓発等を考えてございましたけれども、委員御指摘のとおり、コロナで事業がストップしておりまして、子どもに対する普及啓発につきましては、教育委員会と連携していきたいと考えております。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

積極的にできるようになったら取り組んでいただきたいと思います。

最後に1つ、現状、今、収容している犬猫の数と収容した数と今いる数、譲渡の数、亡くなった数をお願いします。

○袴塚委員長 前田技監。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 お答えいたします。

令和5年3月1日現在の動物愛護センターの状況でございますけれども、収容頭数が犬で83頭、それから返還・譲渡等の合計が犬が82頭でございます。猫については、107頭の収容がございまして、譲渡等が100頭でございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 はい。

○土田委員 分かりました。

あと、じゃこの残りは収容中死亡とか、子猫とかそういうことですね。

じゃ、もう1つだけ。その譲渡不適という状況で、安楽死しなくてもいい子を県にお願いして、殺処分というのはなかったということでもいいですか。

○袴塚委員長 はい。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 お答えします。

令和2年にオープンして以降、そういう事例は1頭もございません。

○袴塚委員長 はい。

○土田委員 ありがとうございます。大変だと思いますけれども、ぜひ引き続き頑張っていたいただきたいと思っています。

それと、どうしても季節によって猫の相談が山のように来て、本当に職員さんは大変だと思うんです。なので、これは難しいのかもしれないけど、応援体制とかできれば。とにかく職員さんが過労にならないように頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○袴塚委員長 ほかにありますか。

黒木委員。

○黒木委員 すみません。衛生費の1項保健所費のですね、保健所の職員の方と会計年度任用職員の方は、人員の増強が必要だというふうな私認識で令和4年度を見ていたんですが、令和5年度の人員というのは増になっている部分がありましたら御説明いただければと思うんですが。

○袴塚委員長 三宅参事。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 黒木委員の御質問にお答えいたします。

まず、保健所の職員につきましては、昨年度から定数のほうが11名増となっております、定数ベースで申し上げますと115人となっております。会計年度任用職員につきましても、令和4年度につきましては29名のところ、令和5年につきましては33人という形で増強してまいりたいと考えております。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 増員する職場ですね、具体的にどういうところで補強が必要になって、令和5年度に対応していくのかというところを御説明いただければ。

○袴塚委員長 三宅総務課長。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 まずですね、職員につきましては、11名中10名が保健予

防課のほうに、1名が地域保健課のほうに増員となります。会計年度任用職員につきましては、3人が保健予防課のほうに増強となります。

詳細な担当事務につきましては、担当課長のほうがお答えさせていただきます。

○袴塚委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今、お話をさせていただいたとおり、保健予防課のほうで正職員の10名増、会計年度任用職員の3名増ということで要望させていただいているところでございます。

こちらの増員につきましては、来年度、感染症法や地域保健法、こちらのほうも改正されておまして、今後、今回のコロナの反省を踏まえまして、国のほうにおきましても今後の新興・再興感染症、こういったものに対応できるような組織づくりをしていきなさいということで、予防計画と言われるものや健康危機対処計画と言われる新たな計画を策定するとともに、県のほうと連携しながらですね、連携協議会という新たな協議会のほうを設けまして、医療機関や地域の方々、あと福祉系の施設の皆様等と一体となった連携をした体制をつくっていきなさいというところでございます。

その中で、水戸市としましても、保健所の特に保健予防課のほうで、新たな感染症対策を中心とした健康危機に向けた取組を進めるために、保健予防課の人数を増員しているというところでございます。

○袴塚委員長 いいですか。

それでは、衛生費についてはよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○袴塚委員長 それでは、衛生費については終わりにします。

次に、第10款教育費中文教福祉委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。教育費です。

黒木委員。

○黒木委員 2項小学校費の1目小学校管理費ですね、②の199ページになります。特別支援教育に要する会計年度任用職員給与費なんですが、この部分、増強していくということですが、ちょっと御説明いただければと思います。

○袴塚委員長 春原所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

特別支援教育支援員なんですけれども、配慮が必要なお子さんの生活面であるとか学習面の支援ということで、大変ニーズが高くなっております。近年の状況を見ましても、令和3年度が176名、昨年度が193名。いずれも年度当初の支援の人数になるんですけれども、年々増えている状況にございます。

子どもたち一人一人が安心して学校生活を過ごせるためにも、特別支援教育支援員のほうの配置を充実させていただきたいというふうに考えて、このような計画とさせていただきます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 この会計年度任用職員の方っていうのは、特別支援教員というか、そういう資格を持った中で採用されていくのか。それとも、普通のただ補助するだけの方なのか、その辺の御説明をお願いします。

○袴塚委員長 春原総合教育所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

特別資格がなければということではないんですけれども、中にはヘルパーであるとか介護士であるとか、そういう資格をお持ちの方もいらっしゃるんですけれども、採用させていただくに当たりましては、面接等をさせていただきまして、子どもたちの支援に適しているというようなことで判断をさせていただいておりますので、資格は特に設けておりません。

○袴塚委員長 養護等を卒業した先生ではないの。養護教諭みたいな先生がこれになっているのではない。

○春原総合教育研究所長 はい、教員の資格は必要ではありませんので。

○袴塚委員長 では、誰でも大丈夫。

はい、どうぞ。

○黒木委員 何人ぐらいを予定されているんですか。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○春原総合教育研究所長 令和5年度、今年度予算ベースになるんですけれども、小中合わせて215名をお願いしたいというふうに考えております。

○黒木委員 215人を一挙に採用されるってことでいいんですか。

○袴塚委員長 春原総合所長。

○春原総合教育研究所長 今年度193名、年度当初お仕事をさせていただいておりますので、継続してお仕事していただけるということであれば、継続してやっていただきまして、新たにということであれば、必要な分を募集しまして、子どもたちのためにやっていただける方を見つけていきたいというふうに考えております。

○袴塚委員長 いいですか。

○黒木委員 はい。

○袴塚委員長 ほかにありますか、教育費で。

はい、どうぞ、田口委員。

○田口委員 192ページの教育費で教育委員会費ということで、ここの頭のところには教育委員会の経費って書いてありますが、今、教育委員会の委員さんは1名欠員になってますよね。そういう関係での予算の減。教育委員さんというのは5名というのが決まっていると思うんですけれども、その辺の状況のこの予算の立て方についてお伺いします。

○袴塚委員長 菊池参事。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

教育委員会経費、こちらにつきましては、前年度に比べて3万7,000円の減となっておりますけれども、この部分は報酬ではございませんで、事務費の一部を予算節減ということで少し調整させていただいたということがございます。

委員さんは、1人今欠員となっておりますけれども、基本的には通年で、こちらの科目では4人分の非常勤の委員さんの報酬を見込んでおります。

○田口委員 教育委員さんのやつは違うの。

○袴塚委員長 教育企画課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 教育委員さんは、全員で教育長も含めて5人で定数でありまして、そのうち4人の方は非常勤の職員の方。その非常勤の方の報酬をこちらの予算で計上しております。ここには4人分の1年間分の報酬が計上されております。

○袴塚委員長 非常勤の人だけの予算ということで。

はい、田口委員、どうぞ。

○田口委員 分かりました。

それと、199ページ、あるいは203ページぐらいにありますけども、小学校、中学校の運営経費ということで、説明いただいたのは光熱費の高騰等も含めてこの予算の中に入れていたと、そういうところが入っていますということでありましたけれども、光熱費が2割くらい電気を含めて上がってきているのが現実でありますけれども、そういうのも含めてこの予算を立てているんだと思うんですけども、各学校現場においては、光熱費とか何かというのは、使った料金に対して教育委員会側に請求するのか、あるいはその電気料とかそういうもろもろの経費っていうのが、一定予算学校に与えられていて、そこから捻出する。学校独自に判断してやっているのかっていうのをちょっと伺いたかったんですけども、使った分は請求すれば来ることになっているのか、あるいはこの予算の中で向こうの各学校が努力しながらそれを維持していくのかということ。何か分かりづらい質問かもしれないけど、分かりますか。

○袴塚委員長 はい。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 お答えいたします。

今、御説明の中の前者のほうになるかと思うんですけども、使った分の請求額に対してお支払いしているという形になります。

○袴塚委員長 それは学校が払っているの、それとも市役所の教育委員会のほうで、どこどこが幾ら、どこどこが幾らっていうのが請求が来るので、それを教育委員会で統括して払ってる。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 そうです。

○袴塚委員長 現地で払っているんじゃなく、教育委員会が。

はい。

○田口委員 そうですか。

何ですか、高騰のためにということで増額していますよね。施設でも何でも。それっていうのは、そうしたらこうやって請求してこちらで払うとなったら、その増額っていうのは必要じゃないみたいに感じるんですけど。

○袴塚委員長 当初の予算比較じゃないので、増額した分は、結局予算外になっちゃうから、この間増額補正をしたやつ。教育委員会の学校施設の運営経費っていうのは決まっているでしょ。それでやったんですけども、金がかかっちゃったんで足りなくなっちゃったから補正したよと。その補正の結果としては、各学校の使用状況を見てそういったプラスしてこの間ちぐはぐな請求が……。

○田口委員 各学校に対しての増額じゃないけれども。

いや、ちょっと各学校が上がった分がある程度の一定の額が決まっていて、努力しなくちゃならないのか

など思ったときには、何か不便を感じるなど思ったものですから、ちょっと聞きました。

いいですか、すみません。

○袴塚委員長 田口委員，どうぞやってください。

○田口委員 203ページで、ちょっとこの内容を聞きたいんですが、遠距離通学経費っていうのはどういう内容ですか、これ。

○袴塚委員長 これは遠距離通学経費だって。

細谷課長。

○細谷学校管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

遠距離通学費助成費でございますが、双葉台小学校にバスを配置しております、その給油代とか点検整備代等となっております。

○袴塚委員長 スクールバスを使っているのは、今、双葉台だけ。

○細谷学校管理課長 はい。

○田口委員 分かりました。

○袴塚委員長 ほかにございますか。

黒木委員。

○黒木委員 学校の部活動における外部人材の活用についてお伺いしたいんですが、37名指導員を配置する、また休日における部活動の段階的な移行に向けたコーディネーターを配置っていうことで説明をいただいたんですが、この辺、もう少し中身のほうを教えていただければと思うんですが。

○袴塚委員長 春原教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、子どもたちの将来にわたっての望ましい運動・スポーツ環境、そして文化・芸術環境を構築していくということで進めている事業になります。

今、委員のほうから御質問をいただきました部活指導員の活用につきましては、水戸市は比較的早く部活動指導員のほうの取組をスタートさせておまして、今年度は32人、令和元年度からのスタートをしまして、令和元年度が8名、2年度が12名、3年度が32名、そして今年度が32名、部活動指導員のほうを配置しております。

目的としましては、多様な地域人材を活用して部活動の円滑な運営に当たっていただくということで取組を進めてきて、拡大してきている状況がございます。

来年度につきましては、さらに5名増やさせていただいて、37名の部活動指導員のほうをお願いしたいなというふうに考えております。

また、地域移行のほうのお話につきましては、昨年末に国のほうから新たな方向性ということを示されまして、来年度につきましては、実証事業を継続して、令和6年度から段階的に進めるんだということで方向性が示されましたので、来年度につきましては、コーディネーターを1名お願いしまして、そのコーディネーターを活用しまして指導者の募集であるとか、指導していただく方の研修計画の作成であるとか、協議会を設置することであるとか、運営主体の決定に向けてということで準備のほうを進めてまいりたいという

ふうと考えております。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 令和5年度37名というのは、全部の中学校に配置完了されているということなのか。

○袴塚委員長 春原総研所長。

○春原総合教育研究所長 本年度につきましても、市内の義務教育学校を含めまして16校全ての中学校で活動していただいております。来年度につきましても全中学校に、全部活ではありませんが配置をできる形で進めたいというふうと考えております。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 体育館への空調設備の設置についてお伺いしたいんですが、これは令和5年度を計画しているってことでよろしいんですか。

○袴塚委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 お答えいたします。

小中学校の体育館のほうの空調設備の設置に関してはですね、現在まだ検討中でございます。令和5年度内での予算のほうもございません。

以上です。

○袴塚委員長 予算にないそうです。

土田委員。

○土田委員 10款教育費も幾つか聞かせていただきますけど、まず、今、黒木委員の関連で部活動の外部人材活用の話なんですけれども、この16校にいらっしゃる32名の方っていうのは、例えば具体的にはどういう部活をやられているのか分かれば教えてください。

○袴塚委員長 春原総研所長。

○春原総合教育研究所長 部活の種目につきましては、様々な部活動で御協力をいただいている状況があります。

○袴塚委員長 主に幾つか言ってやってよ。

○春原総合教育研究所長 分かりました。野球であるとか、サッカーであるとか陸上競技であるとか、卓球であるとか吹奏楽であるとか、中学校にある部活動の種目、様々な種目で御協力をいただいております。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 あともう1点、その16校全部に32名っていうことですよ。

○袴塚委員長 そう32名です。今年は37名。

○土田委員 大体各学校に2人ぐらいいると考えていいのか、5人いる学校と1人いる学校とかがあるのか、そういうバランス的なことはどうなのでしょう。

○袴塚委員長 春原総研所長。

○春原総合教育研究所長 今年度につきましては、基本的には各学校1名ないし2名という状況で取り組まさせていただきます。

○袴塚委員長 32名だからさ、16掛ける2で、そうすると1名から3名ぐらいばらつきがあるというこ

と。

○春原総合教育研究所長 はい、32名ですので、ばらつきがあるということになります。

○袴塚委員長 はい。

○土田委員 分かりました。

もう1つ、地域移行のほうなんですけれども、去年は双葉台中学校が実証事業でやられましたけれども、双葉台中学校は来年度も同じような形で続くんでしょうか。

○袴塚委員長 春原総研所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

双葉台中学校のほうでは、国のほうのモデル事業を実践していただきまして、5つの部活動で外部人材を活用して2年間取組をさせていただきました。

費用に関しましては、中学校の後援会のほうで御協力をいただきまして、国のほうから出ているお金と後援会のほうのお金で事業をさせていただいたんですけれども、来年度につきましては、費用の負担がかからない形で考えまして、部活動指導員を5名増やして、32から37でお願いしているかと思うんですけれども、5名増やしまして休日に御指導していただけるような形で、部活動指導員の方に入らせていただく形で取組を続けさせていただければということで、学校のほうとそれからこれまで取組を進めていただいた団体のほうと話をさせていただいております。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

じゃ、国からのモデルは2年で終わって、来年度からは、同じようにやるためにこの指導員さんを5人来てもらうようにしていくということの理解でいいんですね。

○春原総合教育研究所長 はい。

○土田委員 分かりました。

コーディネーターを配置する、1人の方を配置するって今おっしゃいましたけど、このコーディネーターというのは、この16校のことを采配するコーディネーターなのか、どこか1校を考える1名なのか。

○袴塚委員長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 部活動の地域移行全体を考えるコーディネーターということで考えておりますので、どこかの学校と個別にコーディネートをするということではなく、市全体の計画を立てていただく、進めていただくということで、ぜひお願いしたいなというふうに考えております。

○袴塚委員長 はい。

○土田委員 分かりました。ありがとうございました。

あと幾つかあるので、まず199ページの小学校費です。

まず1つは、ちょっとこれどこを見ればいかよく分からなかったのでお聞きしますけれども、学校プールの民間に移動する、新たに来年度から民間に代わる学校が幾つかあるかと思うんですけれども、その経費というか、予算というのは、どこを見ればいいんでしょうか。

○袴塚委員長 学校プールに関する予算はどこにあるか。

はい、どうぞ、和田課長。

○和田学校施設課長 お答えいたします。

小学校管理費の中の小学校運営経費の中に計上してございます。

○袴塚委員長 はい。

○土田委員 そうすると、来年度は新たに何校になるんですたっけ。

○袴塚委員長 来年度の予定。

どうぞ。

○和田学校施設課長 来年度プラス8校で、現在令和4年度は16校実施いたしまして、令和5年度はプラス8校、計24校となります。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○土田委員 分かりました。

そうすると、まだ学校プールもあるかと思うんですけども、そちらのプールに、去年も同じ質問をしたんですけども、そちらのまだ使う学校のプールの補修工事などは、きちんと進めていただける予算は入っているのかどうか。

○袴塚委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 お答えします。

今、おっしゃっていただいたとおり、維持管理ですとか、それから必要に応じて補修とか生じればその対応のほうは図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

じゃ、同じページで小学校施設維持補修費4,040万円ですかね。これは、昨年度と比べて増えたのか減ったのか。

○袴塚委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 お答えいたします。

まず、令和3年度から令和4年度にかけて、緊急安全対策事業ということで、現在計上している金額4,000万円、こちらと同額次年度も見させていただく予定です。小中学校同額です。

以上です。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。中学校も同じね。

○和田学校施設課長 はい。

○土田委員 分かりました。

じゃ、次に、中学校費。203ページですが、維持補修は同じということだったので、中学校教育振興費ってところで、説明のときに28%の減ってということだったんですけども、28%の減って結構大きな感じなんですけれども、この減の理由を教えてください。

○袴塚委員長 細谷学校管理課長。

○細谷学校管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

前年度比の予算額が28%減になった中学校教育振興費でございますが、その主な内容は、中学校の学校給食費無償化に伴って、その分の予算を計上しなかったためでございます。

○袴塚委員長 中学校の給食無償化に伴う予算の減。どこか別のほうに乗っかっちゃった。

はい、どうぞ。

○土田委員 分かりました。

じゃ、次に、205ページからの幼稚園費で伺います。

市立幼稚園が徐々に減ってきていますけれども、来年度、見川幼稚園については、廃止の方針は変わらずということでしたでしょうか。

○袴塚委員長 見川幼稚園。

はい、どうぞ、松本課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

見川幼稚園につきましては、昨年度も委員会でご報告させていただきましたが、秋に園児募集については5歳児のみの募集でございました。4歳については募集しておりませんで、来年度4月からはその持ち上がりの5歳さんが7名ということで、来年度末をもって廃止という予定でございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 令和5年度は7名で運営するってことね。

はい、どうぞ。

○土田委員 分かりました。今後も推移を見ながらという園が幾つかあると思うんですけども、これにつきましては、園児が少なくなるのを待ってどんどん廃止していくやり方に私には見えているんですけども、今ある園に入って来る子が増えるような何か工夫をすとか、改善をすとか、そういったことについての予算は来年度には入っているのでしょうか。

○袴塚委員長 松本幼児教育課長。

○松本幼児保育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

園児募集につきましては、園においてのポスター掲示や市報、またホームページなどでのお知らせということで周知に努めております。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。なるべく枯れさせて閉めていくというやり方は、本当に市民から見ても何だろうということもありますし、特に見川の場合は、たくさんの署名も集まって提出されたそうで、市立幼稚園は園児だけのものではなく、地域のものという思いも皆さんある中なので、できるだけ努力をして充実をさせていただきたいということを1つ意見としてどうしても言っておきたいと思います。よろしくお願ひします。

じゃ、次に、図書館費です。209ページの図書館費の図書館資料費っていうのがあるかな。本を買ったりするお金はこれを見れば、資料費でいいのかと思うんですけども、これは増えているのか減ってるのか。

○林中央図書館長 ただいまの御質問にお答えいたします。

実際にこの内容でございますが、図書の雑誌、図書、新聞等でございますが、実際の金額は昨年度と同様となっております。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○土田委員 分かりました。同様ということで。利用者の方からは、新しい本がなかなか入って来ないとか、そういう声も聞いていますので、本があつての図書館なので、そこら辺が少し充実できるように努力されるようお願いしたいと思います。

もう一つは、中央図書館なのか博物館なのかちょっと分からないんですけど、中央図書館の建物がかなり古くなってしまつて、エントランスもタイルがガタガタだったり、ドアもちゃんと閉めても隙間が開いてたりみたいないろいろあると思うんですけども、こうした施設の修繕費みたいなものは、この予算書を見ると、学校だったら学校施設修繕費とかそれぞれ出ている中で、図書館にも博物館にも修繕費という項目がないんですけども、そこら辺の予算についてはどうなっているのか。

○袴塚委員長 図書館長。

○林中央図書館長 ただいまの御質問にお答えします。

図書館の中に不特定修繕ということで200万円ほど現状はついております。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。そうしたら、中央図書館、博物館、いらっしゃる方が本当に入るなり古い感じがっかりされているので、大きな予算は難しくてもできるところから取りかかって、なるべく快適な施設にしていられるようお願いしたいと思います。

以上です。

○袴塚委員長 いいですか。

田口委員。

○田口委員 ちょっと逆戻りして申し訳ないんですけども、部活動の件でちょっと確認。

○袴塚委員長 どうぞ、どんどん戻ってください。

○田口委員 この外部人材っていうのは、そもそも働き方改革っていうような教職員のそれが意味合いが強くてこういうことが始まったわけですよ。休日も部活で家庭を犠牲にしなげらやなくちゃならないというような、そういう理由も1つあったのかなというふうに思っておりますけれども、この部活動の指導員が各中学校に配置されているってお伺いしましたけれども、そこに今、指導員としてなっている方っていうのは、どのような方法で選んで、その学校に対してそこに行ったという、その選び方と配置についてはどのような感じでやっているんですか。

○袴塚委員長 春原総合教育研究所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

部活動指導員につきましては、基本的には教員経験があること、もしくは日本スポーツ協会と中央競技団体等の指導者のライセンスをお持ちの方というような要件がございまして、このような要件に合う方を募集する形でお願いをしております。

また、学校とのマッチングにつきましては、学校のほうから部活動指導員による指導を希望しますかというようなことで希望を取りまして、部活動指導員とのマッチングをさせていただいて活動していただいているというような状況でございます。

○袴塚委員長 田口委員。

○田口委員 確かにスムーズにいったようなふうに見えますけど、部活動というものの考え方だね。高校のほうもいろいろ課題があるなんてことで、時間制限があったりとか、その教え方とかいろいろありますよね。

そうすると、中学校における部活動に対しては、自分の学校はこの指導員というか、その方に来てほしいと思っている方もいるかもしれませんね。それはかなわないんだよね。かなうことができるの。何だろう、そういう教員経験者とか何かって指導員っていうのは名前がずらっと出るわけでしょ、恐らく。そのときに、この指導員をうちに欲しいんだよというような場合。

といいますのは、これ私も部活動、今、体育系じゃないけどブラスバンドっていう吹奏楽をやっていましたけど、やっぱり大会でも何でもあるんですよ。さっき言いましたように、野球もサッカーもって言ってましたけど、大会がなければいいですよ、みんな楽しくやりたきゃ、スポーツで。その考え方の違いかもしれませんけれども、そのときに指導者によって中学生なんていうのはものすごく変わっちゃうんですよ。楽器でしたら音の1つの音が変わっちゃう。弾き方が変わっちゃう。それだけやっぱりそういう気持ちになったときに、これ一律あなたの学校はこの方が指導員ですよと来たときに、恐らくあの方はどういう方だなというのが分かるわけですから、どういう実績があるとか。だから、そういう人を人選と言いますか、そういうのっていうのは何か考慮しているんですか。その学校側とのマッチングの場合。

○袴塚委員長 マッチングの方法だね。どういうマッチングをさせているのかと。

○春原総合教育研究所長 学校の部活動におきましては、現在、教員が指導しておりますので、教員で部活動を担当する者の中には、自分がその競技を経験してきていない、自分自身に競技経験はないけれども顧問をしているというような教員もおります。そうしますと、子どもたちに技術的な指導をしたり、アドバイスをしたりというような部分で、十分な指導ができていないというふうに感じている教員が実際おりますので、学校によってはそういう顧問が困っているような部活で部活動指導員が来ていただけると、競技経験がある、指導歴がある方が来ていただけますので、子どもたちにとって、もちろん競技力の向上が一番の目的ではありませんけれども、子どもたちにとっても、練習の仕方を学ぶとか、競技がより好きになるという意味では効果的のかなというふうに考えておりますので、学校のほうから希望を上げていただくときには、自分の学校の中で教員が自信を持って指導できていないような部があった場合に、この部活でそういう専門的な方に来ていただければというようなことで希望をいただいております。

○袴塚委員長 今の件でね、先生は熱い先生がいて、子どもの指導をやりたいんだけどね、流れがこういうふうになっちゃっているんで、なかなかそれが認めていただけなくて、やむなく外れるというような先生もおいでになるんだけど、その辺はどうか。

○春原総合教育研究所長 ただいま委員長のほうからもお話をいただきましたように、部活動は、子どもたちの競技力の向上ということ以外にも、教師と子どもたちの関係づくりであるとか、子どもたち同士の関係

づくりであるとかという教育意義も当然ございます。また、中には、部活を指導することがとても好きな教員もおりますので、例えば兼職兼業であるとか、そういう教員の思いがどんな形でつなげていけるのかというような部分もこの後のまた課題となってくるのかなというふうに考えております。

○袴塚委員長 今のところ、先生はやりたいんだけどね、こういうふうな働き方改革も含めてこういう流れになっているので、校長としては駄目だよとされているような学校が中にはあるようですよ。

だから、そういうふうな、その先生がいなくなった後どうするのという話はまた別の話として、子どもと関わりたい、子どもを何とかしたいという熱い先生の思いっていうのは、俺は何よりも増して大事なことだと思う。その辺をやっぱりもっと柔軟に考えるということも必要なのかなと思っています。

○春原総合教育研究所長 ただいまお話をいただいたような部分も十分に考えて、よい活動となっていけるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○袴塚委員長 ありがとうございます。余計なことを聞きました。

そのほかありますか。

萩谷委員。

○萩谷委員 ちょっとこの外部人材の活用のところを聞こうと思っていたんですけど、確認したいのは、必ず顧問の先生っていうのはいて、それで外部指導員がいるっていうそういう形なのでしょうか。

○袴塚委員長 春原総合教育研所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えします。

部活動指導員の仕組みにつきましては、部活動指導員の方だけで部活ができるという仕組みになります。いわゆる、もう一つボランティアのような形で外部指導者のような形で御協力をいただいているケースもあるんですけども、部活動指導員の仕組みはその方だけで指導ができるという仕組みとなっております。

○袴塚委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 あと、ちょっとお聞きしたところではですね、教員経験がある方とかということで、そうなる年配の方も多んじゃないかというふうに察せられるんですね。そういった方や若くて情熱を持った人がこういったことをやれるのかというところも気になるところで、変な話ですが、お手当てが大体月どのぐらいとか、大会なんかへ行ったときに出張旅費みたいなのがあるとか考えるんですが、その辺りって実際どうなんだろうね。

○袴塚委員長 外部指導員の報酬、待遇。

○春原総合教育研究所長 部活動指導員の報酬につきましては、1時間1,620円、年間210時間までというふうに決められております。

○袴塚委員長 はい。

○萩谷委員 そうすると、大会なんか出る場合は、それでやるって感じなんですね。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えします。

大会等の引率も可能となっております。

○萩谷委員 はい、了解です。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 すみません、学校施設の件でちょっと先ほど聞いた件でもう一度繰り返しのようになって申し訳ないんですが、学校の体育館の空調設備設置に関して、今回、高橋市長の所信の説明の中で次のように述べています。「学校施設の長寿命化・改良を計画的に進めるとともに、体育館への空調設備設置にも取り組むなど、子どもたちがより安心して快適に学習できる環境づくりにも力を注いでまいりたいと考えております」ということで、確かに所信で述べているんですが、先ほどお伺いしたときは検討中と言っておっしゃられたんですけども、これは担当課としてはやらないから予算もないということなんですか。市長の言っていることとどういつながりがあるのかということをお伺いします。

○袴塚委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 お答えいたします。

現段階でちょっと申し上げられる範囲として、先ほどのような答え方をさせていただきました。ただ、次期の総合計画等もございまして、その辺のことを踏まえながら現在検討しているところもございまして、その辺のことを視野に入れて先々のことを考えたいというふうに考えております。

○袴塚委員長 いや、所信でそう言ったってということは、やるという前提があるんじゃないの。

○和田学校施設課長 やる方向で検討のほうをさせていただきます。はい。

○袴塚委員長 じゃ、時期は分からないけど今年度中にはしご1個ぐらいはかかるかも分からない。

ほかにありますか、10款。いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○袴塚委員長 それでは、10款については以上で終わりにさせていただきます。

特に、保健医療部のほうで発言の訂正があるそうもございまして、すみません、御発言を願います。

三宅参事兼保健総務課長。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 衛生費の中で、黒木委員のほうから御質問いただきました保健所の体制につきまして、会計年度任用職員の定数について発言のほうを訂正させていただければと思います。

会計年度任用職員につきましては、令和4年度から令和5年度につきまして4名の増となっております、内訳といたしましては、保健衛生管理1名、地域保健課に2名、保健予防課のほうに1名という形での割り振りとなっております。

訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○袴塚委員長 先ほどはトータル33名って言ったんだっけ。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 はい。

○袴塚委員長 それが34名で、会計がそうだったってこと。28名か。

はい、どうぞ、もう1回いいですか。

○三宅保健医療部保健所参事兼保健総務課長 先ほど答弁で最初に申し上げた数は、予算ベースの給与の人数としてお答えをしてしまったところもございまして、定数としましては、先ほど申し上げましたように、来年度につきましては48人、4名の増という形で体制を組んでおります。

○袴塚委員長 ということだそうです。大丈夫ですか。

それでは、一応、3款、4款、10款の文教福祉委員会所管分について質疑は終了させていただいたということによろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○袴塚委員長 はい、それではそのようにさせていただきます。

次に、第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について質疑のある方はお願いをいたします。

[発言する者なし]

○袴塚委員長 大丈夫ですね。

ないようですので、議案第19号についての質疑を終わりにします。

次に、議案第20号 令和5年度水戸市国民健康保険会計予算について質疑のある方は発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 すみません、予算書でどこを見ればいいか、徴税費なのかと思いますけれども、滞納があった場合の徴収で、茨城租税債権管理機構に委託をいつもしていらっしゃるけれども、そのお金っていうのは予算にはどこかに出ているのでしょうか。

○袴塚委員長 管理機構について委託費。どちらですか。

国保年金課長、関根さん。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えします。

大変申し訳ございません。こちら国保会計ではなくて、恐らく収税課のほうの予算になってございますので。

○袴塚委員長 はい、分かりました。

○土田委員 はい、分かりました。じゃ、国保は収税課に頼むだけであって、入って来たお金は収税課に入る。国保会計には関係ないお金。

○袴塚委員長 現年度分を集めているのは収税課に依頼して集めているっていうこと。現年度分は。

はい、どうぞ。

○関根国保年金課長 先ほどおっしゃられたように、収納の部分につきましては収税課のほうにお願いしております。歳入として入って来る分には国保会計のほうに入って来るという形になります。

○袴塚委員長 じゃ、総務環境委員会のほうでお尋ねください。

はい、どうぞ。

○土田委員 はい、分かりました。

じゃ、もう1つ、266ページに葬祭費ってあるんですけども、葬祭費は110万円減っているこの理由は何なんでしょうか。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えします。

こちらにつきましては、実績に近い数字という形で予算のほうを計上させてもらっております。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○土田委員 そうすると、実績に近い数字で、この中身、実績はどのようなことなのか少し教えてもらえますか。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えします。

葬祭費のほうでございますが、被保険者がお亡くなりになったときに、その方の葬祭を行った方に対し5万円を支給しているところでございます。これまでの支給実績でございますが、例えば令和3年度でございますと316件、令和4年度の予算取りでございますと370件という形でございます。それらのこれまでの支給実績に基づいて予算を計上したというようなところでございます。

○袴塚委員長 はい、どうぞ。

○土田委員 ありがとうございます。いいです。

○袴塚委員長 いいですか。ほかいいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 それでは、ないようですので、議案第20号についての質疑を終わりにします。

次に、議案第25号 令和5年度水戸市介護保険会計予算についての質疑のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 大丈夫ですね。

じゃ、25号についての質疑を終わりにいたします。

次に、議案第26号 令和5年度水戸市介護サービス事業会計予算についての質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 大丈夫ですね。

ないようですので、議案第26号についての質疑を終わりにします。

次に、議案第27号 令和5年度水戸市後期高齢者医療会計予算について質疑のある方はお願いします。

土田委員、どうぞ。

○土田委員 去年の10月から窓口の被保険者負担割合が1割から2割に変わったかと思うんですけども、それが変わっての予算かと思うんですけども、来年度この1割から2割負担に変わったことに係る対象者のどのくらいの方に影響があったのか。影響額はどのくらいと見込んで予算を立てていらっしゃるのかを教えてください。

○袴塚委員長 関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本市での対象となる見込み数でございますが、茨城県後期高齢者医療広域連合から示されておりますのは、1月末現在では約9,600人の方が全被保険者数でございます。全被保険者数の約25%ぐらいとなっております。

それに関する予算といたしましては、関連するとすれば、一般会計のほうにおきまして茨城県後期高齢者医療広域連合への各市町村が負担する医療費負担金に係るものでございますが、こちらは茨城県後期高齢者医療広域連合のほうから示された予算のほうを計上しているところでございます。

○袴塚委員長 はい。

○土田委員 だから、それが幾らぐらいなのかって聞いているんです。

○袴塚委員長 どのぐらいで計上しているのか、それは分かるんですか。

はい、どうぞ、関根課長。

○関根国保年金課長 申し訳ございません。全体の経費でしか取れておりませんので、2割だけっていうのはちょっとないんですけれども、一般会計のほうの費用でございますと、令和4年度当初予算に比べ全体で医療費が膨らむ形になってございますので、約1億2,400万円の増という形になってございます。

○袴塚委員長 いいですか。

○土田委員 はい。

○袴塚委員長 それでは、ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 ないようですので、議案第27号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第28号 令和5年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 大丈夫ですか。

ないようですので、議案第28号についての質疑を終わりにします。

次に、議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分について質疑のある方は発言を願います。

黒木委員、民生費ですか。

○黒木委員 違う。

○袴塚委員長 じゃ、民生費にある方。

ないですね。

じゃ、民生費は終わりにします。

次に、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分について。

黒木委員、大丈夫ですか。

○黒木委員 はい。

○袴塚委員長 じゃ、これは終わりにします。

10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について。

黒木委員。

○黒木委員 ⑦の17ページ、2項の小学校費、1目小学校管理費なんですけど、昨日説明いただいた中で、令和5年度の給食費の材料費の高騰に対応するということで御説明をいただきましたが、この内訳ですね。どのぐらいの期間これで賄っていくっていう予算づけをされているのか、予算の中身をもう少し教えていた

できれば。

○袴塚委員長 小川学校保健給食課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、今回の物価高騰分の積算に当たりましては、令和4年度の2学期の実績をベースとさせていただきます。そこに合わせて今年度、今も物価高騰が続いているという中で、プラス7%の加算をさせていただきます。学校給食を安定的に提供するための費用として計上をさせていただいたところでございます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 これは期間としては、令和5年度全体ということよろしいんですか。

○袴塚委員長 小川学校保健給食課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

期間については、令和5年度中1年間を見込んでおります。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。これはあくまでも小学校の給食ってことですね。

○袴塚委員長 小学校の給食ですか。

小川教育部参事兼学校保健給食課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは小学校管理費に計上してございますのは小学校の給食となります。あわせて、ページを返していただきまして18、19ページのほうに保健体育費の中で、学校給食共同調理場ということで、こちらに中学校分を計上させていただいております。

○袴塚委員長 小学校と中学校別々に計上。大丈夫ですか。

ほかにございせんか。

田口委員。

○田口委員 今の小学校給食費とこの学校共同調理場費が一緒になって書いてあるんですけど、令和4年度補正予算の主な内容ってこれをもらった中で、一番最後に公費を活用した高騰対策ということで、ここにただし書で、地場農産物の活用促進加算ということで新たに追加されていますよね。この内容についてちょっとお伺いしたい。

○袴塚委員長 地場産品。

はい、どうぞ、小川参事兼学校保健給食課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの地場農産物活用促進加算といいますのは、これまでも平成30年度から農林水産業費のほうに予算をつけていただいております予算がここに載っているものでございまして、ですから、予算としては教育費のほうの中身ではないということになります。

○袴塚委員長 大丈夫ですか。

田口委員、どうぞ。

○田口委員 はい、分かりました。

そうすると、その下にある物価高騰加算、これも違うものなのかな。

○袴塚委員長 はい、どうぞ、小川課長、どうぞ。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 こちら物価高騰加算といいますのは、ただいま御説明させていただきました補正予算で教育費に計上してございます小学校費と調理場費に分けて計上しているそれぞれの予算を足すとこの金額になります。

〔「内容も言ったんだっけ」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 田口委員、どうぞ。

○田口委員 その内容等については説明されたんでしたっけ。

○袴塚委員長 小川学校保健給食課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長 ただいま御質問にお答えいたします。

こちらの内容等につきましては、来年度、令和5年度のさらなる物価高騰に対応する予算として国の令和4年度の臨時交付金を活用させていただくために、補正予算として計上させていただいているものでございます。

○田口委員 分かりました。

○袴塚委員長 令和5年度の経費は、物価対策として乗っけたと。いいですか。

○田口委員 はい。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 石川小学校の工事についてちょっとお聞きしたい。ざっくりスケジュール。今年は何をやって何をやってって教えていただければ。

○袴塚委員長 はい、どうぞ、和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 お答えいたします。

石川小学校につきましては、現在、仮設校舎の建設に着手したところでございます。次年度までまたがった形で現在進めているところでございまして、本体工事、既存の校舎の長寿命化改良工事につきましては、来年度中旬ぐらいから2か年にかけて施工する予定でございます。

以上です。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 ごめん、よく分からない。

仮校舎がもうすぐできるっていうこと。仮校舎を建てるのに2年かかる。

○袴塚委員長 はい、どうぞ、和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 まず、仮設校舎のほうに、今、着手したところでございまして、それが中旬ぐらいまでかかります。それが終わりましたら、既存の校舎の長寿命化改良工事のほうを中旬から2か年にわたって実施すると、そういうことです。

○袴塚委員長 仮設校舎は今年度途中でできて、そこから先、今年度分の残りの期間と来年度分にかけて新しい耐震をやると、そういうことみたいですよ。

○土田委員 今年度中旬。

○袴塚委員長 で2年間っていうんでしょ。

○和田学校施設課長 令和5年度の夏前ぐらいに仮設校舎のほうが完成いたします。引き続き本体工事のほうに入っていくという形でございます。

○土田委員 ありがとうございます。いいです。

○袴塚委員長 いいですか。

○土田委員 はい。

○袴塚委員長 それでは、ほかにないようでございますから、第10款については終わりにします。

そして、次に、第2表継続費補正中第3款民生費及び第10款教育費について質疑のある方は発言願います。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 じゃ、これは終わりにします。

次に、第3表債務負担行為補正文教福祉委員会所管分について質疑のある方はお願いします。

いいですね。

じゃ、終わりにします。

次に、議案第34号 令和4年度水戸市国民健康保険会計補正予算（第2号）について質疑のある方は発言を願います。

ないようですので、終わりにします。

次に、報告第1号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第10号））中別表中歳出について質疑のある方はお願いします。

ないようですので、終わりにします。

以上で、提出議案の質疑は、皆様の御協力で全て終わりました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います、いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 なお、20日月曜日の委員会は、前に戻って午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願います。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。御苦労様でした。

午後 3時 6分 散会